

食品安全委員会企画等専門調査会

第9回会合議事録

1. 日時 平成26年1月31日（金） 14:00～17:15

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

- (1) 平成25年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- (2) リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会の設置について
- (3) 平成26年度食品安全委員会運営計画について
- (4) 平成25年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成26年度緊急時対応訓練計画について
- (5) その他

4. 出席者

(委員)

川西座長、有路専門委員、石川専門委員、大瀧専門委員、大西専門委員、
鬼武専門委員、神村専門委員、小出専門委員、河野専門委員、迫専門委員、
高岡専門委員、田崎専門委員、民野専門委員、坪田専門委員、局専門委員、
戸部専門委員、中本専門委員、夏目専門委員、藤原専門委員、堀口専門委員、
松谷専門委員、宮野専門委員、山根専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員

(専門参考人)

横田専門参考人

(食品安全委員会委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、石井委員、上安平委員

(事務局)

姫田事務局長、本郷事務局次長、山本総務課長、磯部評価第一課長、
山本評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、野口リスクコミュニケーション官、
前田上席評価調整官、池田評価情報分析官

5. 配布資料

資料1-1 平成25年度「自ら評価」案件の決定までのフロー

- 資料 1 - 2 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
- 資料 1 - 3 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
- 資料 1 - 4 これまでに選定された「自ら評価」案件の状況について
- 資料 1 - 5 平成 25 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）
- 資料 2 リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会の設置について（案）
- 資料 3 平成 26 年度食品安全委員会運営計画（案）
- 資料 4 - 1 平成 25 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）
- 資料 4 - 2 平成 26 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

6. 議事内容

○川西座長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第9回企画等専門調査会を開催いたします。

本日は25名の専門委員、1名の専門参考人が御出席です。食品安全委員会からも5名の委員の先生方に御出席いただいております。なお、本日は石井委員が遅れて出席されると伺っています。また、4名の専門委員、2名の専門参考人が欠席でございます。

今回、前回お休みであった堀口専門委員、それから山根専門委員におかれましては、昨年10月の委員改選後、初めての御出席となりますので、簡単で結構ですので、一言ずつ御挨拶をお願いできればと思います。

堀口専門委員のほうからお願いします。

○堀口専門委員 長崎大学広報戦略本部（東京事務所）准教授の堀口です。よろしくお願いいたします。

○川西座長 山根専門委員、お願いできますか。

○山根専門委員 主婦連合会会長の山根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○川西座長 ありがとうございます。

続きまして、事務局から資料確認をお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は9点ございます。資料の1-1が平成25年度「自ら評価」案件の決定までのフロー、資料1-2が企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方、資料1-3が食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項、資料1-4がこれまでに選定された「自ら評価」案件の状況について、資料1-5が平成25年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）、資料2がリスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会の設置について（案）、資料3が平成26年度食品安全委員会運営計画（案）、資料4-1が平成25年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）、資料4-2が平成26年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）でございます。また、鬼武委員から提出資料がございましたので、あわせて机上に配布をさせていただきます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○川西座長 特になければ、また審議の途中で、何か手元に見当たらないものがありました

たら御連絡いただければと思います。

続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を御報告ください。

○山本総務課長 事務局において、平成 25 年 11 月 28 日の企画等専門調査会の資料 1-3 の確認書を確認しましたところ、同委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○川西座長 御提出いただきました確認書について相違はなく、ただ今の事務局からの報告どおりでよろしいでしょうか。よろしいですね。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず 1 番目の議事、平成 25 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定についてでございます。

昨年 11 月の第 8 回企画等専門調査会では、案件候補について絞り込みを行って、ノロウイルス、カンピロバクター、シアノトキシン、飽和脂肪酸、サプリメント及び添加物の総合評価の 6 件について継続審議となりました。また、前回の調査審議において、これまでに選定した「自ら評価」案件のリスク管理の状況について、おさらいすべきとの御意見がございました。それで、事務局から資料を提出していただいております。

まずは、これまでに選定した「自ら評価」案件のリスク管理の状況について、事務局から御説明をお願いします。

○植木情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長の植木でございます。

それでは、お手元の資料 1-4 がございますので、ホチキスどめをした資料でございますけれども、これまでに選定されました「自ら評価」の状況につきまして、簡単に御報告したいと思っております。

資料 1-4 の 1 ページ目でございます。これは一番左に選定年度がございまして、次が選定案件名でございます。最初は BSE でございまして、16 年度、○がついて食中毒原因微生物とございます。それから、下のほうにまいりまして、19 年度は食品及び器具・容器包装中の鉛とございまして、見ていただきますと、案件名に○があるもの、ないもの、○があるものは太字になってございまして、一番下に書いてございますが、太字で○がついているものは評価終了した案件でございます。

食中毒原因微生物、これにつきましては、右側のほうへまいりまして、カンピロバクターは評価終了してございまして、そのほかについてはリスクプロファイルをまとめてございます。

それから、17 年度の BSE の関係、これは評価が終了してございます。

それから、19 年度の鉛、これは右側に書いてございますように現在検討中でございます。

す。

それから、20 年度のデオキシニバレノール及びニバレノール、これは終了してごさいまして、オクラトキシン A は今年の 1 月に評価終了してごさいますし、食品のヒ素は先月、昨年 12 月に評価終了してごさいます。

それから、21 年度のトランス脂肪酸は評価終了してごさいますが、次のアルミニウム、アクリルアミド、クドア、これは現在調査審議中でごさいます。

細かい内容が次ページ以降ごさいますので、簡単に御紹介いたしますけれども、おめくりいただきまして、横になってごさいますけれども、1 ページ目の一番上が BSE でごさいます。次が食中毒原因微生物でございまして、カンピロバクターは 21 年に終了してごさいます。

おめくりいただきまして、2 ページの下のほうに、「以下についてはリスクプロファイルを取りまとめ」とごさいますけれども、3 ページ目の一番上でごさいますけれども、牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌は平成 22 年にプロファイルをまとめてごさいます。

それから、次の 4 ページへまいりまして、鶏卵中のサルモネラでございましてけれども、これもリスクプロファイルをまとめてごさいます。

それから、5 ページへまいりまして、ノロウイルスにつきましても、同じくリスクプロファイルをまとめてごさいます。

おめくりいただきまして、6 ページでごさいますが、非加熱喫食調理済み食品におけるリステリア・モノサイトゲネスでございまして、非加熱喫食調理済み食品というのは加熱しないで食べるものでございまして、例えば食肉製品のサラミとかナチュラルチーズとか、そういうものを含んでごさいます。これにつきましても、リスクプロファイルを作成してごさいまして、米印がごさいますけれども、昨年 5 月、別途厚生労働省から要請がございましたので、評価を終了したところでごさいます。それから、6 ページの下、腸炎ビブリオにつきましても、リスクプロファイルを作成してごさいます。

次の 7 ページへまいりまして、サルモネラ属菌でございまして。その下が A 型肝炎ウイルス、こういうものにつきましてもはリスクプロファイルを作成してごさいます。

8 ページへまいりまして、E 型肝炎ウイルスでございまして。

以上、食中毒関連の微生物でございまして、次が 8 ページの中ごろ、17 年度でごさいますけれども、これは BSE 関係であり、評価を終了してごさいます。

それから、9 ページでごさいますが、鉛につきましてもは、現在、調査審議中でごさいます。

それから、20 年度のデオキシニバレノール及びニバレノールにつきましてもは、評価を終了してごさいます。

10 ページへまいりまして、オクラトキシン A につきましてもは、先ほど申し上げましたように今年 1 月に評価を終了してごさいますし、その下でごさいますけれども、食品中の

ヒ素に関しましては、昨年12月に評価を終了してございます。

あとは12ページでございしますが、21年度のトランス脂肪酸、これは昨年の秋、一部、アメリカの動向が新聞で報道されましたけれども、食品安全委員会としましては24年3月に評価を終了してございすし、そこで通常の食生活では健康への影響は小さいというふうに結論づけてございます。

それから、その下のアルミニウム、アクリルアミド、次の13ページのクドアにつきましては、現在、調査審議中でございます。

それぞれリスク管理機関においては、さまざまと申しますか、リスク管理措置を講じてございますけれども、それにつきましては右側の欄に記載してございますので、後ほどでもごらんいただければと思っております。

以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

ただ今の説明について、御質問、コメント等ございましたら、どうぞお願いします。

11の案件に関して、7つは評価終了ということになりますかね。

○戸部専門委員 前回、これまでの「自ら評価」の状況についてレビューしてみる必要があるのではないのでしょうかということをおっしゃっていただいたのですけれども、今日まとめていただいて、全容がわかりました。

それで、結局どういうことかというところ、今までの「自ら評価」で意図していたような評価結果というのか、スケジュールも含めて成果が得られているのかどうかというところだと思います。やはり情報が集まっていないものについては長期間かかるということもあるので、もしかすると、「自ら評価」でテーマを選定するだけではなくて、スケジュールというところも含めた選定というのか、どういうイメージというアウトプットを含めた形で選定して、候補に挙げていくという必要もあるのではないかなというふうに感じています。

恐らく、これを見ていると、緊急性というよりも重要性、将来的に調べておいたほうがよいのではないかというようなものが「自ら評価」のテーマとしていいのかなというふうに考えましたので、今回候補が6個挙がっていますが、現時点ではまだ情報が十分でないというものについても、スケジュールというのでしょうか、1年後、3年後、5年後はこのくらいというようなイメージを含めた形で候補を選ぶことができればいいのかなというふうに思いました。

○川西座長 ありがとうございます。

今のコメントに対して何か事務局のほうから、あるいはほかの委員の先生方からコメントございますか。今のコメントの内容は、この後の「自ら評価」の審議の中で、ひょっと

したら生かせるようなものかと思いましたが。

では、今の御意見も加味して後で議論するという事で、ほかに何かコメント、質問ございますか。

ないようでしたら、今までの自ら評価結果をうけたリスク管理措置は終了として、続きまして案件候補の選定に移ります。前回の調査会で絞り込まれた6件についての説明を聴取した上で御議論いただいて、食品安全委員会へ報告する案件を決定したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○植木情報・勧告広報課長 それでは御説明いたします。

資料1-5と、あと、その次の参考資料、「日本における食中毒について」という資料がございますので、この2つを用いて御報告いたします。

資料1-5でございますけれども、平成25年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）でございます。

一番最初が総括表でございまして、2ページ目以降に個々に書いてございます。先ほど座長からお話ございましたように、前回の調査会で6件ございましたので、それについて取りまとめてございます。

1番がノロウイルスでございまして、対応（案）でございますけれども、情報収集に努め、必要に応じ、情報提供を行うと。一番右の欄でございますけれども、発生経路については、ヒトからヒトへの感染が疑われるものが多く、食品を媒介とした感染症対策のみで発生を減少させることは困難と。次の○でございましてけれども、リスクプロファイルの中で整理された課題について新たな知見が得られていないということでございます。

ページをおめくりいただきまして、別添資料とございますけれども、ノロウイルスにつきまして、簡単に御説明をいたします。

1ページ目のところは、ノロウイルスとはどういうものかというものが書いてございます。

おめくりいただきまして2ページでございましてけれども、一番上、集団感染の推定経路別発生状況の表がございます。平成20年のところをごらんいただきますと、食品媒介の疑いが25%、ヒトヒト感染の疑いが54%ということで、ヒトヒト感染の疑いもかなり多いというような割合になってございます。

それから、次がノロウイルス食中毒発生状況でございましてけれども、こういう数字がございまして。先ほどの参考資料の、横のカラーのグラフをごらんいただきたいと思いますが、1ページ目は発生件数でございまして。平成15年から平成25年の速報値が折れ線グラフになってございます。薄いブルーの丸い折れ線がノロウイルスでございまして、皆様方御承知のとおり、平成24年はノロウイルスが1番、平成25年も速報値で一番多くなってございます。これは暦年でございまして、今年1月に発生しております患者数はここには含まれてございません。このように、ノロウイルスは日本では、食中毒の件数は1番でござ

いますし、おめくりいただきまして次の2ページ目が患者数でございますけれども、患者数では断トツに従来から多いというような状況でございます。これが被害の状況でございます。

それから、先ほどの資料1-5に戻っていただきまして、2ページの食品健康影響評価でございますけれども、22年にリスクプロファイルを作成してございます。

それで、3ページへいっていただきまして、評価対象の技術的困難性ということが書いてございまして、リスクプロファイルでは、食品安全委員会として4つの課題を挙げてございます。測定方法を開発するためのノロウイルスの増殖系の確立、遺伝子型別の病原性に関するデータの入手等々、ここに4つの課題が掲げてございまして、これにつきましては、まだまだ新しい知見、十分な知見がないので、当面は知見の集積、中心に集めたいというのが対応（案）でございます。

また、資料1-5の一番最初のページをごらんいただきたいのですが、次はカンピロバクターでございます。これにつきましても、情報収集に努め、必要に応じ、情報提供を行うということでございまして、一番右の欄でございますけれども、平成21年に食品健康影響評価を公表してございます。現在、リスク管理機関において各種対策のデータを集積中でございます、これにつきましては4ページをごらんいただきたいと思います。

4ページをごらんいただきますと、カンピロバクターとはどういうものかということ等が書いてございますし、食中毒の発生状況も書いてございます。先ほどの食中毒の参考資料をごらんいただきますと、1ページ目の発生件数で見ますと、カンピロバクターはひし形の紫のところでございますけれども、件数としては非常に多くなっているというような発生状況でございます。

資料1-5へ戻りまして、4ページでございますが、発生状況はここに書いてあるとおりでございます。

それから、5ページへまいりまして、リスク管理措置等でございますけれども、中ほどに「厚生労働省は」とございますけれども、次の行でございますけれども、食肉等の生食に関して検討を始めている、あるいは厚生労働科学研究では昨年度から、食鳥処理場における汚染拡大防止のための処理方法等について検討を行っております。次の段でございますけれども、農林水産省では、農場における衛生管理に役立てるためハンドブックを公表し、それを改定しているということが書いてございます。

評価の技術的困難性でございますけれども、私ども既に評価を行ってございますので、さらなる評価のためには、リスク管理機関におけるデータがさらに必要でございますので、それに関しましては、5ページの下でございますけれども、現在、リスク管理機関において各種対策の効果に関するデータを集積中ということでございます。そういうことから、情報収集に努めたいというのが事務局の案でございます。

それから、最初のページで3番目のシアノトキシンでございますけれども、これはファクトシートの作成候補として食品安全委員会に報告するというのが対応案でございます。

シアノトキシンといいますか、貝毒につきましては、被害等ございますので、ファクトシートとして取りまとめたらどうかということでございます。

資料の6ページでございます。最初のほうに、シアノトキシンとはどういうものか、シアノバクテリアが生産する毒素の総称というふうに書いてございます。

6ページの下、健康被害発生の情報でございますけれども、実はシアノトキシンによる健康被害は報告されてございません。ただ、麻痺性貝毒による健康被害は、若干でございますけれども発生してございます。それと、「自ら評価」の課題を募集したわけでございますけれども、そのときに提案された方からは、シアノトキシン（麻痺性貝毒）という形で御提案いただいております、両者は概念は少し異なるのですけれども、そういう御提案をいただいているところでございます。

7ページへまいりまして、評価の技術的困難性のところでございますけれども、シアノトキシンにつきましては、麻痺性貝毒のキサントキシン、これはシアノトキシンの一つでございますけれども、近年は健康被害の発生はほとんどないということでございますけれども、他方、麻痺性貝毒につきましては被害も発生してございますので、この貝毒に関するファクトシートを取りまとめまして、情報提供を行うことは有用というふうと考えてございます。

次が、最初のページへ戻りまして、飽和脂肪酸でございます。これにつきましては、情報収集に努め、必要に応じ、情報提供を行うということでございまして、右側の欄でございますけれども、飽和脂肪酸はヒトにとって重要なエネルギー源であり、食生活改善に向けた課題として対応することが適当ということでございます。資料は8ページでございますが、健康被害発生のおそれというところで、目標値の範囲を外れる方がいるというようなことが書いてございます。

次が、最初のページのサプリメントでございますけれども、これも情報収集に努め、必要に応じ、情報提供を行うということで、対応案としてお示ししてございます。

資料のほうは9ページでございますが、最初のところに、以下のホームページ等により情報を入手することが可能ということで、3つほどホームページを掲載してございます。

それから、リスク管理措置等でございますけれども、厚生労働省は、いわゆる健康食品の安全性についてホームページで情報提供を行っているということ、あるいは各種通達を発出しているところでございます。また消費者庁のほうでは、食品の機能性表示に係る新たな制度について現在検討中と聞いております。

それから、評価の技術的困難性でございますけれども、いわゆる健康食品を取り上げる場合は、個別企業ごとに製品が存在しまして、製品によって成分の入り方や摂取方法が異なるため、個別企業の製品名を明確にする必要がございます。したがって、一般的な国内外のデータ収集のみならず、当該製品に係る公開されていない情報や、製品自体による生物実験の成績等のデータを収集しなければ結論を出すことができない。このため、リスク管理官庁が情報収集に関与しない形で、安全性評価を行うことは困難というふうと考えて

ございます。

なお、食品安全委員会では、委託事業で「健康食品等の安全性情報に関する調査」を行ってございまして、その成果をホームページでも掲載しているところでございます。

それから、一番最後が添加物の総合評価でございますけれども、これも、情報収集に努め、必要に応じ、情報提供を行うということでございます。

資料の 11 ページをごらんいただきたいのでございますけれども、食品安全委員会が委託しました「食品添加物の複合影響に関する情報収集調査」の結果では、「複数の添加物が使用されている場合においても複合的な影響が起こる可能性は極めて低く、個々の添加物として評価されている影響を超えた複合的な影響が生じた事例は見出されなかった」、「個々の添加物の評価を十分に行うことにより、添加物の複合影響についても実質的な安全性を十分確保することが可能」とされてございます。

それから、次の技術的困難性でございますけれども、ここに「なお」とございまして、欧州食品安全機関（EFSA）は、多種の化学物質における複合暴露によるヒトのリスク評価をする枠組み、方法論を検討して、2013 年 7 月にレポートを出してございます。私もばらばらと見ましたけれども、これは具体的に評価を行っているというよりは、いろいろなものによって専門用語の使い方も違いますので、そういう専門用語をまず統一しましょう、あるいはどういう評価方法をやっているのか、そこをもっと比較しましょう、複数のものを扱うのであれば、化学物質をカテゴリーに化学物質を分けなくてはいけませんけれども、それはどうしましょうかというような、今後どうしましょうかというようなことを、現状をレビューしたものでございまして、今すぐに相乗効果、そういうものができる、あるいは評価したというものではございません。EFSA の取り組みにつきましては、きちっとフォローしていきたいというふうを考えてございます。

以上が、前回の会議で候補となりました 6 つの案件に対する事務局の案でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

前回セレクトした 6 つの案件について、理由はさまざまにあることはあるけれども、「自ら評価」の案件にするには、まだ情報が不足しているというもの、あるいは評価対象としては適当ではないというものに整理されるのではないか。ただし、3 番のシアノトキシンに関しては、麻痺性貝毒について科学的な知見等を整理して、ファクトシート等の作成をするという候補にはなるのではないか、総括するとそういうことだったかと思えますけれども、いかがでしょうか。御意見あるいはコメント。

○迫専門委員 事務局からいろいろな資料を用意していただきまして、大変ありがとうございます。

先ほどの戸部委員の御意見に重なる部分があるのですが、この事業そのものの意味合いというものをまず考えていきたいと思っております。

というのは、リスク管理機関から依頼されて行う評価と、それから、この企画等専門調査会が行う「自ら評価」というものは、若干方法論に違いがあってもいいのではないかと思うところであります。なぜならば、これだけのメンバーが集まって、それは消費者の代表であったり、事業者の代表であったり、また専門職であったり、法人関係の方であったり、さまざまな方々が集まって、その中で何を評価していくのかということを決めていく。そういう方向性の中では、「自ら評価」というものが国民に対してどれだけ有用な情報を正確に提供できるかと。ですから、情報がないものはないという形でも構わないのだけれども、情報を出すべき項目というものは、データがあるから、ないからということで絞り込むべきではないのではないかとこのところでございます。

そして、そういう中で、今回の6つの項目の中で、先ほど麻痺性貝毒というものが1つの候補という形で示されていたところでございますけれども、麻痺性貝毒につきましては、件数、それから被害者数についても、1件、1件というふうな形で非常に少ない。国民の関心がそこにあるかどうかという問題と、もう一つ、麻痺性貝毒をもし取り上げるのであれば、今後、貝毒が蓄積されていって相当数、二枚貝については非常に危ない状況が発生する可能性があるという方向性が見えてくれば、重要なものだろうと思っております。

そういう観点から見させていただくと、まずはノロウイルスの問題ですけれども、従前から二枚貝、カキが原因食品であると認識されております。今回の、今年度ですけれども、つい最近のパンの問題だったり、さまざまな食品を通じて、実際にはヒトからヒトなのでしょうけれども、国民は非常に大きな不安を持っているでしょうし、それに対しての情報提供を適正に行っていくことが重要と考えております。適正に、的確に、タイムリーに、そういうふうに進めていくということは非常に重要なことではないかと思っております。国民のニーズはこの辺にあるのではないかと。

もう1点、私のほうから申し上げたいのは、実はサプリメントの問題でございます。サプリメントも長年にわたって「自ら評価」の候補の中に挙がりつつ、常に個別企業の情報というふうな形で、情報がないからということで外されてきたと思っております。確かにそれぞれの企業の情報というものは重要かもしれません。

実際問題、国民に対してのサプリメントに関して、健康食品という言い方をさせていただこうかと思っておりますけれども、いわゆる健康食品につきましては、急激に利用が進んでいるということ、大きな産業に成長してきているということ。それから、コマーシャル等で、利用者の健康不安、特に高齢者の健康不安をあおるような形でのコマーシャルが進められておまして、たくさん健康食品を同時に利用される方が最近増えてきているのではないかと。そんな情報も出てきているようでございますので、そうすると、一つの企業の商品についてを、データがあるとかないとかという問題よりも、それを複数使ったときにどうなるのかとか、そこに多数のお金を投資するべきなのか、そうでないのかとか、これは私、管理栄養士の立場ですので、そんなお金があったら普通の食事にお金を出してほしいと言いたいところでございますけれども、本当に国民に身近な表現をしながら説明を

していくという、そういう「自ら評価」の方法論も一つあってもいいのかもしれないと思
っているところでございます。

○川西座長 ありがとうございます。

ただ今の迫専門委員のコメントについて、何か御意見、事務局のほうか、あるいはほか
の委員の先生方、いかがでしょうか。

○神村専門委員 迫委員の今の御発言、大変共感いたします。例えばノロウイルスに関し
てですけれども、先ほどお示しいただいた発生人数、患者数などのデータをそのまま発見
数とは考えられないのです。なぜかと申しますと、私、臨床医でございますけれども、ノ
ロウイルスの検査が乳児あるいは 65 歳以上でなければ保険診療とならないということで、
かなりの方々が検査をできずに、恐らくノロウイルスだろうというふうな診断を得て、感
染性の胃腸炎という診断名をもらって治療に入っているということなのですけれども、幸
い致命的なものではなくて、自然経過で治癒されることも多いのですけれども、お一人お
一人の病気としての問題よりも、もっと社会経済的な問題のほうが、ノロウイルスに感染
されると数日のお休みが必要になる、感染性胃腸炎では登校停止とか、そういうこともあ
って親も仕事を休まざるを得ない、そういうふうな問題のほうが大きくなっているのでは
ないかと考えております。

個々の具体的な内容よりも、サプリメントについても複数のものを飲んでいて、一体ど
れによって健康被害が起こっているかわからないようなことも多数事例を経験しておりま
すので、そういう観点で、一つ一つの分析、一つ一つのデータを集めるよりも、もっと違
う観点が必要という今の御意見に非常に賛同するものです。

○川西座長 ありがとうございます。どうぞ。

○鬼武専門委員 限られた時間ですので、6 件についてコメントを作成しました。それで、
今年の候補としては落ちるのかもしれませんが、全体として、前回も申し上げまし
たけれども、毎年同じような案件が候補として挙がりますので、それを一物質ずつ、危害
要因として事務局のほうでまとめておけば、それがひいてはリスクプロファイルもしくは
ファクトシートになるのではないかということであり、毎年事務局が同じような作業を別
のフォーマットでやっているように見受けられるので、少しは簡略化できるのではないか
というのを前から思っています。

それが全体的なコメントですけれども、個別のハザードとしてノロウイルスについては、
ここに書いてありますように、食品安全委員会のホームページの最初の一番目立つところ
にノロウイルスに関する情報は載ってはいますが、中を見ると貝のことしか書いてなくて、
今年に入って国内でアウトブレイクしている集団食中毒として食品でいろいろな、パンと

ということで驚かれたこともあるかもしれませんが、給食で起こったということがやはり大きなことだと記憶しています。ですから、まだこれらの情報が出せないのかもしれませんが、その辺に関係する情報とか、ヒト/ヒト感染であれば健康で保菌があるのかとか、そういうことも含めて、わかる範囲で情報を出す必要があるというふうに、ノロウイルスのホームページを見たときに感じた次第です。

それから、カンピロバクターについては、今、食品安全委員会からリスク管理機関のほうに食品影響評価の結果が伝えられたということですが、重要なことは、双方向型のコミュニケーションとして、リスクアナリシスは反復的プロセスであるというふうに認識しておりますので、ぜひ、リスク管理機関のほうである程度の管理措置がされたら、今度こちらのほうでレビューするみたいな、そういうやりとりがリスクアセッサとマネジャーの間であるべきではないか、それが理想だというふうに2点目は思っております。

それから、シアノトキシンについては、一部には貝毒もありますけれども、全体としては藻がつくるアオコの毒だと思いますので、インターネットで調べると、1番目に載っていた出版物はWHOのホームページのところに載っていました。それからEPA（米国環境保護庁）も、水の管理のところでシアノトキシンについて触れられていますので、そういうものを参照して、ファクトシートを作成する必要があるのではないかというふうに思っています。

それから、飽和脂肪酸については、世界的にもWHOが非感染性疾患（生活習慣病）の一つとして重要なテーマであるということで、2004年には食事、運動及び健康に関する国際戦略を採択しています。コーデックスのほうでも栄養素についてのガイドラインで、その中で飽和脂肪酸を義務化というものを2013年度にやっております。このような国際的な動向からして飽和脂肪酸についても一定の摂取量についてのことは重要でありますし、そういうものが食品安全委員会の役割ではなかろうかというふうに思っております。それが3つ目。

それから、サプリメントは、ここに書いてあるように、私は、行政機関がまず健康食品とかサプリメントを定義されていないのに、それから入っていくのはということで、食品安全委員会に言っているのではなくて、政府に対して、私はむしろ、こういうものが乱立していて無定形に使われていること自体が少し問題というふうに考えておりますから、もし海外のサプリメントとかEUのほうの事例を参考にするのだったら、その定義と日本がまず何が違うかということからきちんと情報を得て、それで日本がどういう法制化のもとにやるかということ、ぜひ、ほかの省ですけれども、まずそういう情報をきちんと整理した上でやっていただければというふうに思っています。

それからあと、最後の添加物の総合評価ですが、これは前回、私、添加物と言いましたけれども、化学物質全体の複合影響の評価だと思います。先ほど事務局のほうから説明がありましたように、EFSA、ヨーロッパのほうでは、今、枠組みの中でいろいろなことを検討されていますし、非食品の委員会のところでも、combined exposureについては、複合

影響についてはもう一度影響を調べるというようなレポートもなされていますので、ぜひそういう最新の情報を入手して、対応に遅れないようにやっていただければというふうに思っています。

以上、私のコメントです。

○川西座長 ありがとうございます。

私が今感じているのは、私は前回からこの専門調査会に参加させていただいて、今、「自ら評価」とは何なのかというところで、今までのこういうクライテリアでやる「自ら評価」ということでは落ちてしまうけれども、やはり情報提供とかそういうことの意味では、取り上げるべきではないかというような御意見が出ていると私は感じているところですが、いかがでしょうか。それは「自ら評価」として採用するということなのか、これから情報提供を心がける対象として取り上げるか、それとも具体的に情報提供を行うかというようなことなのだろうなというふうに受け取っていますが、そのあたり、何か御意見ございますか。

○小出専門委員 最初の迫委員の、情報を出すということそのものをやめるような判断というのはすべきではないというのと、今の委員長の言われたことが似ているのではないかと思いますけれども、そういう意味で、きょう挙げられた6つの中で、飽和脂肪酸というのだけが私は非常に違和感があります。もちろん、情報を出すという意味、栄養学的な意味で、メリット、それからデメリット、飽和脂肪酸を含むいろいろな食品によってとられるさまざまな栄養、あらゆることを教えるということは必要なのです。ある意味では食育として必要かもしれませんけれども、飽和脂肪酸というのは、食経験という点ではずっとあるわけでありまして、サプリメントとして新たにとるわけではなくて、ごく自然に入ってくるものであって、もちろん、とり過ぎという点では、食塩であったり砂糖であったり、同じなのですけれども、そういうものも食品安全委員会で同じ取り扱いの同じページの中でやるのかどうかというのはしっかり決めたほうがいい。

いずれにしても、情報を出すことが一番大事で、当然、ノロウイルスのリスクのやり方と飽和脂肪酸のやり方とは明らかに違うわけですから、これも含めて全部、食品安全委員会は面倒を見るということであれば、その出し方について一つのモデルをつくっていただいたらいいのではないかと思います。

○川西座長 ありがとうございます。今の御意見は、飽和脂肪酸に関しては情報提供を考える対象にするというよりは、むしろ対象から外したほうがいいのではないかというご意見と理解しました。

○小出専門委員 外したほうが、食品安全委員会のやっていることがわかりやすいことは

わかりやすいのですけれども、おもしろいと思いますね、これだけのメンバーがいるのですから。ただ、やるのであれば、これこれの量をこういう形でとる必要があるのですよということまで言わないと、一般的に全て危ない、危ないという文脈でもって語る対象ではないと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

もう一つは、私が感じたのは、それぞれの候補課題が自ら評価の対象となり得るかということと、情報提供はしていくべきという話と、それぞれの候補課題によって整理していくべきということご意見と理解していますが、ほかに。どうぞ。

○河野専門委員 食品安全委員会がすべきことということで、この「自ら評価」があるのですけれども、「自ら評価」という、これまで資料 1-1 で説明されている、このことですね。自分たちで課題を見つけて、どれだけ精度を高めた健康影響評価を出せるかということと、先ほどから迫委員等がおっしゃっていることは、違うカテゴリーで判断したほうがいいのかなど。消費者にとってみますと、今回出されている案件候補に関していいますと、非常に関心が高いです。食品安全委員会のもう一つの役割というのは、リスクアナリシスとリスクコミュニケーションですね。この後、多分話になるとは思いますけれども、どれだけ国民の関心が高い物事に関して正しく情報を提供するかと、そういう観点で今回の案件候補、つまり、自ら健康影響評価の対象として見ずに、リスクコミュニケーションの対象として見ると、どれも非常に国民にとって関心が高いというふうに思うのです。

ですから、これをこの枠の中で考えると、考え方がきっと事務局の方とも齟齬が生じるような気もするのですけれども、逆に、国民との間で、食品安全委員会は日本の中でこういう役割を負っている、正しい情報を国民にしっかりと伝える、特にノロウイルスですとか、先ほどの健康食品とは何だみたいなサプリメントの問題ですとか、このあたりは国民に対して広く消費者教育が必要なところで、片方で食品の機能性の表示ということで検討していても、そもそも食品とは何だとか、いわゆる健康食品というふうな、そのあたりの定義がどこでも定まらない状況で、片方で精度を決めようとしていても、結局堂々巡りになってしまうと。そういったところに食品安全委員会が果たす役割というのは非常に大きいと思います。ですから、「自ら評価」案件の枠で考えずに、これを大事にしていっていただけたらというふうに思います。

○川西座長 ありがとうございます。ほかに。石川先生、どうぞ。

○石川専門委員 私は、食品安全委員会でやるべきことは、国民の食生活を中心とした生活に大きな影響をもたらすものというふうに考えるべきだと思います。そういう点では、ノロウイルスというのは、実は厚生労働省のほかのところでも、来週も相当議論されます

し、私どもも学校保健だとか子どもたちを育てる保育所、幼稚園のところでも大変議論した案件で、国民全般にわたって問題になるものだと思っております。

それで、現状でいいますと、ノロウイルスというのは極めてインパクトがあって、僕は食品安全委員会は、いつもこの場に出ると言うのですけれども、日本で唯一、食品安全ということについて国民の声を受けとめて進めていかなければいけない委員会だと思っておりますので、そういう点では、私はこれは取り上げるべきだと思っております。ただ、ほかの省庁の議論も含めて、よく周りを見ながらやっていかないと、大変ロスも多いだろうというふうに思っております。

それからもう一つ、私は、サプリメントという題になっていますけれども、健康食品ですね。これは実は、国民の中では相当膨大な経済的な負担が、私から見ると浪費に近いのではないかと思っておりますのですけれども、使われているというふうに考えております。実際には、私どもの仲間で内容をはかりましたところ、含有物がそのとおり入っていない。全く入っていないとか、30%以下ということもあるわけで、これは詐欺まがいの表示が行われているものもありますし、私たちの生活にある面では大変な損害をもたらしているものだというふうに考えることもできますので、これは私たちが議論するというのは大変適当だと思っております。

もし1つに絞るということを無理やりやらなくていいということであれば、ノロウイルスとサプリメントということについて、同時に取り上げていただくのが一番適当かなというふうに思っております。

それから、1つ言いますと、ノロウイルスはここ1週間、私のところに検査の希望者が来ております。保険適用でない方たちが自費料金で、大体3,000幾らなのですけれども、希望してきます。それが大抵は飲食関係の仕事をされている方で、多少お腹を壊したような状態。それでやりますと見事に出来ます。本人たちは普通の状態に近いということで仕事をやっていますから、僕は一刻も早く、いつもこのノロウイルス感染者数の数字が大変貧弱な数字になっていますけれども、こんなものではないので、きちんと正確に把握して、日本の一つの大きな現象として捉えて、どうやって予防するのか、みんなで考えていかなければいけないのではないかと考えております。

○川西座長 どうぞ。

○戸部専門委員 先ほどから、「自ら評価」というものがどうあるべきかというところのお話も出ているかと思うのですけれども、私は、資料1-2の案件候補の選定基準で、(1)、(2)ということでもありますけれども、この基準である程度ピックアップしてきたものについては、その結果、きょう、資料1-5の6項目ということだと思うのですけれども、先ほどからお話があるように、国民の皆さんの関心も高いですし、実際、今お話があったように、ノロウイルスの患者さんが非常に増えているという状況等々考えます

と、これらについては、どれかをピックアップすることよりも、どうやったら安全性確保のための評価ができるのか、情報提供ができるのかということを考えていったほうが良いと思います。

今ここで技術的困難性というふうに書かれていますけれども、評価や情報提供を行う際の課題というふうに捉えて、これがあるから評価対象から外しましょうということではなくて、これらについては、どういうふうにしていったら安全性に関する情報をきちんと伝えられるのか、より精度の高い評価ができるのかということを議論したほうが良いのかなというふうに思っています。

○川西座長 ありがとうございます。どうぞ。

○有路専門委員 前回は発言をさせていただいたのですが、例えばノロウイルスとかカンピロバクターについてですけれども、リスク管理手法が、例えば外食さんであるとか加工場とかの管理レベルの差によって、恐らくリスクというのは全然違ってきていると思うのです。例えば HACCP 手法を取り入れているところと取り入れていないところでは、恐らく劇的に差があると思うのですが、ノロウイルスがどれぐらいリスクがあるかとか、カンピロバクターがどれぐらいリスクがあるかというふうな単一のものの評価というのは、既に終わっているということだとは思いますが、そういう管理手法の実態とそれによる掛け算で出てくるリスクの差というところを評価するというをした上で、それを示したほうが意味があるのではないかと思います。

というのは、その結果として、衛生管理の手法というのを一歩進んで取り入れるか取り入れないかというところにつながると思いますし、それが北米の FDA の HACCP が 100% の普及率であるというのは、法的に縛りがあるからというのはありますけれども、我が国でたかだか 20% 程度しか HACCP 手法は普及していないということもありますので、きちっと管理手法によるリスクの差がどれぐらいあるかというのを評価するというのに絞れば、十分やる意味はあるのではないかと思います。

○川西座長 ありがとうございます。渡邊先生、どうぞ。

○渡邊専門委員 今まで専門委員、特に微生物に関しては微生物の専門調査会の座長をやってきたことからお話しさせていただきます。

ノロウイルスとカンピロバクター、これに関しては、特にカンピロバクターに対しては、今お話があったように、リスク管理の問題点が絡んだ形での評価を行ってきたのですね。その結果が報告書として出ています。現在、リスクマネジメント機関である厚労省がこれに対してどうするかを検討して、HACCP を導入する方向での動きを行っています。特に、リスクを下げるためには、2 つの要素がカンピロバクターの場合にはありまして、1 つは

生食を避けること、もう1つは食鳥処理場におけるクロス・コンタミネーションをなるべく最小限にすること、その2つをやることによって、このリスクを最大限に、90%以上でしたか、下げることができるという評価結果になっております。

ですので、今後は、実際にマネジメント機関がそれをやることによって、どれぐらい減るのかということを見た結果に基づいて、それで不十分だったらもう一回リスク評価をして、新しいターゲットをどこにするかということを決めていくというのが、科学的に考えればそちらがいいと思うのです。評価を何回やっても、実際にそれを実行に移さないことでレビューしたとしても、余り意味がないと思うのです。それが1つです。

ノロウイルスに関しては、先ほど石川先生が、このデータは「なっておらん」という話でしたが、確かに「なっておらん」なのです。日本のサーベイランスはあくまで、ポジティブサーベイランスではなくてパッシブサーベイランスです。ですので、医者が2名以上の患者を診てそれが食中毒と判断された場合にはそれを報告するという、いわゆる報告義務に基づいてやっているのです、実態を把握しているわけではないです。傾向を見るというのが日本のサーベイランスの基本です。ですので、先生がおっしゃるように、実態を把握するためにはアクティブサーベイランスをやらないとなかなか難しいということです。ただ、全ての疾患に対してアクティブサーベイランスをやるほどの、日本はまだお金を出せないというか、感染症研究所の所長がそういうことを言うと怒られますけれども、実態としては余り金が出ていないので、ある地域を決めて、全ての食中毒疾患を把握して、その中に、例えばノロウイルス、カンピロバクターがどのぐらい割合があるかということから、ポピュレーションアナリシスをするという手法を使わないと、実態はなかなか難しいです。

厚労省の食中毒統計に報告されているカンピロバクターの患者数は、だんだん減ってきているのですけれども、報告されているのは1万人から2万人ぐらいです。でも、例えばギランバレー症候群の数からのカンピロバクターの患者数とか、カンピロバクターの食鳥における保持率、そして感染率、それらを総合した結果から感染者数を推測すると、延べ1億人ぐらいいるだろうというのが推定結果です。その推定結果に基づいてリスク評価をやった結果が、先ほど言いました専門部会に報告されているわけです。ですので、ノロウイルスがもしそれをやるとすれば、そういう方向で評価をやらなくてははいけない。

ただ、ノロウイルスの場合には非常に難しいのは、皆さんも御存じのように、1つはヒトヒト感染、もう1つは不顕性感染で、ウイルスを排泄する量が非常に高いというのが最近わかってきています。それらをどのような形で入れ込んだ形で食品由来のリスク評価に結びつけていくのか、これはなかなか難しい。そういうことも含めて、今までこのところで議論されてきて、「自ら評価」に挙げるのは、最終的にリスク評価ができるということを前提に選んでいるのですね。そのために、そういうデータがなければなかなか難しいというのを事務局がここに書いてあるのですね。

ですので、リスク評価をやるまでの云々ではなくて、リスクコミュニケーションまたはファクトシートを出すだけでも十分ではないかという議論がされているので、そこは先ほ

ど河野さんがおっしゃるような形で分けて考えれば、もうちょっとすっきりしていくのではないかと思います。

○川西座長 どうぞ。

○夏目専門委員 今、先生がおっしゃいましたように、ノロウイルスにつきまして不顕性感染が非常に多くなっているという、実は私は浜松市の隣の市に住んでおまして、1,000人以上の子どもたちがノロウイルスに給食で感染したということは非常に大きなショックでもって受けとめました。しかもあのときには、あの事業者は、衛生管理について結構前向きに取り組んでいた事業者であったという事実もあります。

ですけれども、あのような中でああいうことが起こり得るということが表に出てきましたときに、食品衛生にかかわる人たちが不顕性であるということは、もちろんふだんでは認識できないわけで、本当にチェック以外に防ぎようがないのですけれども、24時間そこに携わっている人たちがいつもチェックをしながら、食品の事業者として携われるかといったら、決してそんなことはできないわけです。

ですから、新たなステージといいますか、そういうところにノロウイルスについては来ているのではないかということ、今、すごく強く感じておりますので、リスク評価が難しいということであれば、食品安全委員会として、今お話が出てきたように、ファクトシートでも次のレベルとしていいので、国民に対して一歩進んだ情報提供をしていただければというふうに非常に強く思っておりますので、発言させていただきました。

○川西座長 食品安全委員会だけではなく、リスクコミュニケーションなりリスクマネジメントを担当している日本の関連機関がもっとアクティブに対応したらどうかというご意見もでていますが、今回結論を出そうとしている食品安全委員会における「自ら評価」の対象にすべきかすべきでないかというあたりをまずは議論したいところですが、どうなのでしょう。どうぞ。

○山根専門委員 まとめになりそうなところで済みません。「自ら評価」という事業をどう考えるかということで、大きな議論になっているようですけれども、選定するものは適切な評価結果まで結びつくものというか、結果が求められるものになるだろうと思っています。しかし、ただ事務的、単純に落とす、落とさないということではなくて、何が必要か、何ができるかということで進めていこうという考えは、とても望ましいということで、両方で考えていく必要はあるだろうと思っています。

いろいろと意見が出ていますけれども、飽和脂肪酸のところでは、現状のリスク管理措置として、日本人の食事摂取基準、厚労省の定めている基準でもって措置がされているという説明がございました。トランス脂肪酸のところでも、先ほど最初の説明で、日本人の

食事摂取基準、これは新しく 2015 年版が間もなく取りまとめられるということが書かれておりました、それによって新たに知見収集、情報提供等をしていくということが説明に書かれておりますので、そういった新しい報告等も注目をしていって、適切な方策とか、情報提供に結びつけていく必要があるだろうと思っていますし、サプリメントにしても大変関心が高く、いろいろと取り組みを進めてほしいと思っているわけですが、ただ難しいからということで落とす、落とさないではなくて、これも評価方法等を探るということをして、できるところから何とか進めていただきたいと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

○堀口専門委員 個別の話ではなくて、自分が考えたときに、先ほど渡邊委員が言われたとおり、私は評価手法がイメージできるものとできないものに分かれていまして、それは多分、皆さんも個々人でそうだと思います。ただ、情報提供というか、関心があるとか、そういうことについては、ほとんどの委員は合意ができていると思うのです。評価手法については、評価をする担当になりそうな方々がイメージできないものを、幾ら私どもが評価すべきだと言っても、それは困難なことになろうかなというふうに思いますので、その評価手法がわからない人たちが評価すべきだという結論を出すのもいかなものかと思っておりますので、座長が言われているとおり、そういう意味で少し整理をしていただければよいのかなというふうに思いました。

○有路専門委員 渡邊委員のほうに、私の日本語が悪かったせいで趣旨が伝わっていなかった感があるので、補足だけさせていただきます。

私がカンピロバクターの影響評価を見ていないわけではなくて、もちろん読んでいますけれども、そうではなくて、衛生管理の、例えば HACCP だけのレベルではなくて、一般衛生管理の SSOP レベルであったとしても、全般に食中毒のリスクを下げるができるというのが常識だと思うのですが、そういうふうに、ノロウイルス、カンピロバクターとか、ほかの食中毒原因の感染型のものの全体のリスクを下げるか下げないかという評価をすべきだと言っているのです。なので、ばらばらの 1 個 1 個の原因になるものに対する評価ではなくて、管理手法を入れているか入れていないかでの全体のリスクが上がるか下がるかというところの評価が要るのではないかという趣旨です。そこが多分伝わっていなかったかなという気がします。

○川西座長 渡邊先生のほうから何かございますか。

私はどちらかというと、評価対象に決まると評価をする側に入る人間です。そういう立場から整理すると、まず、飽和脂肪酸というのはちょっと違うと思われまして。要するに、飽和脂肪酸は栄養素に絡むことですから、リスクを評価してくれと言われても、報告する

にも 50 年かかるぐらいの感覚でしか答えられないようなことに思われます。ただ、こういうものに関していろいろな科学的な情報を集めるとか、それが集まったところで研究班か何かを組織して整理して、情報提供するというのはあり得るかもしれない。ただしリスク評価対象にするには無理があるかと思えます。先ほどの小出先生のご指摘もそれに共通する部分があるかと思えますし、堀口先生がおっしゃっている視点からみても、このまま取り上げるのは無理かなと思っているのですが、いかがですか。そこはまずいいですか。

それから次に、これは勝手に座長が整理してしまって申しわけないのですけれども、添加物の総合評価。添加物の話は国民の関心が高く重要だということはわかるのですけれども、これも複合暴露に関して、漠と評価して報告書を出せと言われても、これもまた非常に大変で、医薬品の相互作用というのは、これとこれの組み合わせというのが決まって、経験的にも相当程度絞り込みが可能なのでできることであって、食品添加物について関心が高い、そういう情報が欲しいということ、これはよく理解できるにしても、こういう可能性があるよという具体的な情報がまずないと、自ら評価の対象としては挙げにくいというところがあるかなと。

あと、専門的な立場でいくとサプリメント、これも関心はすごく高いと思うのはもちろんで、実は私どもは、具体的な問題が指摘されれば、研究所の担当部門は分析をします。ただし、そういうレベルの話で、とってサプリメント全般のリスク評価という話になると、サプリメントというのは余りにも漠然としていて、少なくとも対象を絞らない限りは、評価をする方たちにリスク評価をお願いすることは難しいと思えます。重要関心事であるということは、それはもちろんあるかと思えますし、個別の問題に対するリスク管理機関の対応は必要かと思えますが、いずれにしても自ら評価の対象とするには適当ではないと思えます。

ここまで総括したいと思えますが、そんなことはない、やはり以上三つについても引き続き対象として議論すべき、という御意見はございますか。

○石川専門委員 私は、サプリメントと表現していますけれども、健康食品、もっと広く考えていただければいいと思うのですけれども、これで、例えば安全性についていろいろと情報提供を行っているという、ここにもリスク管理のことを書いてあります。それと、製品によって成分が違うから、個別企業の製品名を明確にする必要があるとか、いろいろ困難性についても書いてありますけれども、私が一番求めるのは、健康食品あるいはサプリメントと言われるようなものについては、定義をしっかりとしなければいけないのですけれども、国民がどういうことでこれに依拠しているのか、その依拠しているのが、きちんとしたものに基いて依拠しているのかということについて、私たちは一定の助言をするべきだというふうに思っているのです。

だから、もちろん私たちは医療の現場で、サプリメントのとり過ぎでひどい状態になっ

た人だとか、そういったものは実際に症例として報告したりいろいろしております。ただ、それだけではなくて、健康食品やサプリメントに対して、国民はこういう考え方を持ったほうがいいですよということは、僕はリスクコミュニケーションとしてすべきだというふうに思っているのです。

ですから、それは私は、ここで取り上げるのは、いろいろ困難性はあるけれども、一つ一つの製品や云々ではなくて、さっき言いましたように、表示が本当にでたらめな表示はいけないよと、それは企業に言うべきです。しかもそういうもので、あたかも効果があるような表現はもちろんいけないことになっていきますけれども、そういった過大な評価だとかというものを表現してはもちろんいけないわけです。これも国民の側がもっとしっかりとした評価できるような情報を提示すべきだと思っています。これは一般論になってしまふかもしれませんが、それはすべきだというふうに思っております。

○山本総務課長 その点につきまして、事務局のほうからコメントさせていただければと思います。

健康食品とかサプリメントということですが、国民が何らかの形で依拠しているので購入なさっていると思いますけれども、依拠するというのは、多分、効能とか機能を期待してお買いになっているのであろうというふうに思っております。健康食品がどの程度効能があるのか、表示されているほどの効能があるのかは、確かに国民の大きな関心事ではあろうと思っておりますが、リスク評価という意味では、効能のところを食安委が評価していくということではございません。私どもとしては、安全性に問題があったときにどういう影響があるのかを、具体的な科学データのもとにお示しするという役割を担っていると思っております。

そういう意味では、評価の案件としてはなじまないのですが、今、石川委員がおっしゃいましたように、全体的に見て食育という観点、あるいはバランスのいい食生活をしていくためには、どのように考えていったらいいのかという意味で、適切に情報提供していく役割は、政府全体として食育基本法で国民への情報提供をしていくこと、我々も政府の一員として、それをやっていく意味が十分あると思っておりますので、事務局案でも情報提供ということで書かせていただきましたけれども、そういう方向で考えていただけると適当かなというふうに思っております。

○川西座長 サプリメントは、ただいまのコメントで食品安全委員会の事務局として、こういうことなのだということをおっしゃったけれども、一方では、サプリメントについても何とか警鐘を鳴らすようなやり方がないだろうかということが、石川先生のおっしゃっている本意だと思います。それが食品安全委員会の今の機能の中で果たすべき役割かという議論も必要なので、サプリメントに関してどういうふうに行うことができるかということに関しては、引き続き本調査会としても注視するということとして、棚上げで大変申しわけないのです

けれども、今回の「自ら評価」の対象候補からは外すということにしたいと思います。それもまずいですか。

○山根専門委員 今のおまとめで異論はないですけれども、評価とは違って、管理のほうの話だと思うのですけれども、管理機関の監視というか、チェックというようなことも、食品安全委員会の大きな役割であるわけですし、今、消費者庁、消費者委員会のほうで栄養成分表示とか健康食品の表示についての議論がまさに進んでいるところですよね。そこへ食品安全委員会としてもきちんと連携するということか、やりとりはする、きちんと注視していくということは必要だと思っていますので、そういったこともぜひお願いしたいと思いました。

○川西座長 どうぞ。

○姫田事務局長 少しつけ加えさせていただきますと、今、山根委員からお話があったように、消費者庁のほうで、いわゆる健康食品についての表示の議論がされております。私どもとしては、効果効能についての表示というのは、法律上、私どものほうの仕事ではないのですけれども、食品の安全を守るという意味での仕事については私どものほうの仕事だと思っています。そういう意味では、山根委員もおっしゃったような形での、委員会で政府の一員として意見を言うなり、そういうことは努めてまいりたいと思っています。

さらに、サプリメントを一つ一つの製品をやると、多分、リスク評価、アセスメントに1つの製品について数億円かかるだろうと思います、毒性評価とか。しかも、ビタミン類でも、医薬品と違う製法でつくられていたら、原体混在物が何があるかというのがわからないので、それもどうなるかというようなことがあって、サプリメント一つ一つ調べたらとんでもない話になるのではないかと思います。

そういう意味で、座長のおっしゃったように、座長のところも危害情報を収集していただいておりますけれども、私どものほうも、世界中から危害情報をできる限り早く収集し、そして厚労省もまた別途、収集しておりますので、それぞれのところでできるだけ危害情報を早く収集して、それで早く皆さん方に知らせるということ。

それからもう一つ、食育の一環として、サプリメントを使うことのリスクと課題と、ベネフィットはあるのかどうか知らないですけれども、ベネフィットというようなことをきちっとまとめて、国民に情報発信していくということをしていきたいと考えております。サプリメントを一つ一つリスク評価していくと、農薬や食品添加物の企業から、何で自分のところのものを「自ら評価」してくれないのと言われて、大変なことになってしまいますので、それは御容赦いただきたいと思っています。

○石川専門委員 座長が早くおまとめしようというのは、それは妨げるものではないので

すけれども、私の言いたいのは、一つ一つの分析に幾らお金がかかるとか、そういう問題ではないのです。例えば、糖尿病が大変重たい方が、こういうサプリメントをとると糖尿病がよくなるよと人からいっぱいもらったりして、そっちが中心になってしまったりしている現象がいっぱい起こっているわけです。つまり考え方の問題なのです。それを言っているのです。だから、私たちが健康食品だとかサプリメントに対して、国民にいろいろ啓発するのは考え方の問題なのです。そこを僕はここで取り上げる必要があるのではないかと考えたのですけれども、別にいいです。おまとめになるならそれでも構いません。

○藤原専門委員 私も同じように現場で見ていると、やはりそういう問題は非常に、特に特保と言われる商品につきましては、国民が本当に理解していない中で使われているというのが現実でありますので、サプリメントと言うと非常に幅が広くて、サプリですから補完するとかそういうことでしょうけれども、特保の場合はまさにそういう状況で、国民がわからない評価の中で使っている。それで医薬品を使用しなければいけない人がやめていたりしている状況も非常に多いと思いますので、その辺の評価はしっかりと国民に知らせるべきかなと思っています。

○迫専門委員 延長してしまうといけないので、できるだけ早く述べます。

サプリメントという言葉で集約されているところの中には、さまざまなものが入ってくるだろうと、今おっしゃった特保も入るし、栄養補助食品、健康補助食品、さまざまな名前のもが入ります。特保はそれでもまだ根拠が明確なのですけれども、いわゆる健康食品と言われているものの中には、本当にわけのわからないものがあって、そこが危害を及ぼしている。実際問題、摂取したものがそのまま膝に届くとか、腰に届くとか、そんなことあり得ない話なのに、それを信じさせていると、そういうふうな状況であります。

それぞれのものについて、個別にやるのはとても大変だろうというのは、確かにそのとおりだと思うのですが、その中で、特に危害情報等が集約されてきているもの、そういうものの一つでもいいから取り上げて評価していく。それは今年度の案件という形でなくてももちろん構いません。ある程度の年数の中で、評価方法であるとか、どういう順番で評価するのかとか、そういうふうな道筋を考えていただいて、できないからやらないではなくて、先ほどいろいろ御意見がありましたけれども、やるための方法論、そのどこの段階に今あるのかというところを整理していただくような形で、継続的に審議していくという、毎年出ているものですので、継続審議という形が望ましいのではないかと思います。

○高岡専門委員 食品安全委員会の意義というものをもちださずとも、ノロウイルスやカンピロバクター、これはもちろん危険な状態で非常に大事だと思うのですけれども、先ほど座長が、飽和脂肪酸はいいのではないかと話があったのですけれども、今、実際に病気にかかる方というのは、感染症の方は大幅に減っているらしいです。

ちなみに、生活習慣病が増えていまして、循環器系の病気が増えていると。つまり、今まで自分が安全でいいと思って食べていたものによって、結局寿命を縮めたりということが非常に増えているというのを聞いております。

そうなると、ノロウイルス、カンピロバクター、これは何が菌だということはわかっていて、こういうふうに対応すればいいというのはだんだんわかってきていますけれども、不飽和脂肪酸ですとか飽和脂肪酸ですとか、ふだん我々が食べているものに対して、ちゃんとした研究なりそういったものをやる機関がないのではないかという気がしまして、例えば、牛肉というのは飽和脂肪酸が多いですよとされているのですけれども、その中でも和牛の非常に脂の溶けがいいものに対しては、逆に不飽和脂肪酸が多いというような話もありまして、それも本当にそうかどうかというのはよくわかりません。いろいろなところがそう言っているのですけれども、一体何を信じればいいのかというのが非常にわかりづらいものがありますので、そういったものを、食品安全委員会のものなのかかわからないのですけれども、感染症ではない循環器系、生活習慣病にかかるようなものに対して、しっかり研究する、自ら評価するというようなものができたらいいなというのを、意見として述べさせていただきます。

○川西座長 意見としては私はよく理解できます。ただ、実際のリスク評価の手順を考えると、これから研究を始めて、まずそういうことの比較できるデータをとるようなことから始めてというような段階が、今の食品安全委員会で自ら評価のテーマとして挙げるのが適切かという、それはなかなか難しい話で、問題意識をもち、リスク要因となっているということで警鐘を鳴らすべきという情報があれば提供するということはあっても、今議論している「自ら評価」の対象ということでは、やはりちょっと違うなというのが、私が今まとめる上で申し上げようとしていることです。健康食品については、一部のものでは健康上の問題発生が懸念されるということは、しみじみ感じております。とんでもないものが混入していることがわかり、それを検出したのならば、販売を禁じ、情報提供をすることはもちろんなのですけれども、これら製品全般について、今の段階で有害かどうかという評価をこういう公的な調査会が行うということに関しては、なかなか難しい部分があるかと思えます。本日審議している「自ら評価」の対象にするには時期尚早であるし、もし取り上げるにしても、もうちょっといろいろな情報の整理なりなんなりが必要だろうというのが、今まとめる上で皆様に同意を求めているポイントです。

その上で、例えばノロウイルスとかカンピロバクターは、今のタイミングでリスク評価をするのが適切かどうかという議論になるように思われます。一方4、5、6は、テーマの取り上げ方自体の整理が必要だから、今回の「自ら評価」の議論からは外すということで、きょうの議論の第一ステップの結論としてはいかがかなということで、渋々という先生方が何人かおられるようですけれども、そこまではよろしいですか。

○渡邊専門委員 やらないということですので、多分、ネガティブに皆さんが捉えていると思うのです。そうではなくて、今、先生が言いました、「自ら評価」はやらないけれども、リスクコミュニケーションのひとつとして情報を集めて、それを発信するのはやりますというふうに言っただけならば、多分皆さんは納得するのではないかと思うのです。

特に、先ほどの9ページで、ホームページ等に情報を入手することが可能と書いてあるところで、食品安全委員会というのが書いていないのだけれども、これはやっているのですか。資料1-5の9ページで、資料番号12で、「以下のホームページ等により情報を入手することが可能」と書いてあるのですけれども、食品安全委員会とここに書いていないような気がするのだけれども。

○姫田事務局長 ここには書いてございませんけれども、私どものほうで日々、世界のリスク管理機関、リスク評価機関あるいは論文も含めて、世界中から情報収集しております。その中で情報収集して、それをホームページで発信しております。

○渡邊専門委員 しているのですか。そしたら書いておいていただければ。食品安全委員会もやっているというふうにアピールしていただいたほうが、今の皆さんの話だと、食品安全委員会は何もやっていないではないかと、もうちょっとやれよという話なのではないかと思うのですけれども。

○川西座長 どうぞ。

○山本専門委員 サプリメントに関してですけれども、このようにサプリメントが広まったのには、前にも言ったと思うのですが、広告の仕方ということもあると思うのです。食品ではないのですけれども、例えば、諦めないでというような、そういうことを言って被害が広まったという事例もありますし、私ごとで恐縮ですけれども、果たしてそういうふうに宣伝している人に責任はないのだろうかというのが私のテーマなのですけれども、サプリメントについても、個々の被害を追跡するというだけでなく、広告のほうにもう少しこちらのほうから投げてくださいというようなことをしていただければ、もう少し市場は縮まって被害も少なくなるので、1つの切り口だけで議論をしていくのが本当にいいものかどうかと思いましたので。

○山本評価第二課長 サプリメントの話がずっと続くものですから、政府全体の話だと私も認識しています。先ほども話があった消費者庁のほうで、新たな機能性表示のあり方という、きょうの午前中も会議があって、その中では、今後、安全性の確保の仕方、有効性の評価の仕方、消費者への情報提供のあり方、河野委員も出られていたのであれですけれども、体系的に議論をして、どういう制度がいいのかと、まさに議論が始まったところ

で、その議論の進展を見ながら、誰がどういう対応をすべきかという議論も並行して考えていかないと、今、拙速に何かを出しても、そちらのほうで全体的な検討をしているものとの齟齬とか、そういうこともあるので、その様子は事務局としてもしっかり見させてもらいたいと思っています。

○川西座長 今の御意見の広告の問題などは、今の食品安全委員会が結論を下したり、何かを言うということができない話で、議事録にとどめることとして、また何かの機会があったら、そういうことがこの議論で行われているということを伝えていただくということで、これ以上その話をしても、食品安全委員会の話ではないと思いますので、それはそれで。どうぞ。

○大瀧専門委員 サプリメントやいわゆる健康食品というのは、普通の食品とは違う観点で皆さん選んでいらっしゃると思います。普通の食品でしたら毎日食べるのですから、できるだけ安全であってほしいと思い、農薬や添加物はできれば避けたいと思われるのでしょうけれども、サプリメントの場合は、よくわからないものの方が効くような気がしたり、効いてほしいという期待感もあり、添加物等が含まれていても気にせず毎日とっておられたり、矛盾があるのですね。販売方法も、知り合いから知り合いに販売されていたり、一般の主婦の方がアルバイトのようにして、高額なものを近所の方につき合いのような形で販売されていたりという場合もあって、広まりやすいということがあると思います。ですから、正しく判断できるような、冷静に判断できるような、国民への助言というものを出されたいのではないかなと思います。

○川西座長 ありがとうございます。どうぞ。

○宮野専門委員 サプリメント、健康食品については議論が高まっていますけれども、この時代、先ほどの、普通の食生活に対する不安というところから、そして健康への不安というところまで、健康保持とか病気をなるべく予防していきたいという反面、過剰摂取し、またそれに対して健康被害がちゃんと報告されているという負の側面もあるということですが、食品安全委員会で取り上げるべきものとは違うのではないかということはいくつもわかりました。では、どこがどう取り扱うべきかということをしつづつ明確にしていっていただきたいと思っています。

○川西座長 今の議論において座長として中間的結論として取りまとめようとしていることは、これらの課題について食品安全委員会が扱うべきではないということではなくて、今審議している「自ら評価」の対象案件候補からは外すということです。外すといっても今後どのように食品安全委員会が扱えるかということについては、例えばリスクコミュニ

ケーションのところにそれを組み込んでいくとか、それに向けた何か別の枠組みも必要なのかもしれませんが、方法は継続的に議論するという事です。サプリメントは非常に興味も高いし、確かに健康被害が想定される可能性もありますので、石川先生がおっしゃったように、健康食品一般と言ったほうがいいかもしれませんが、それは継続的な検討対象とすればよいのではと思います。ただ、本日審議している「自ら評価」の議論の対象候補からは外すということなのですから。

○民野専門委員 今おっしゃっていることの続きになることなのかわかりませんが、各案件について、アナリシスの対象なのかコミュニケーションの対象なのか、それとも「自ら評価」案件にはしないけれども継続課題とするものなのか、その辺を鮮明化していくことの中で、本日の課題というのが一歩進んでいくような気がいたします。

○川西座長 ありがとうございます。どうぞ。

○大西専門委員 先ほどからずっと議論が続いているのですが、まずリスクコミュニケーションの案件にするべきなのか、「自ら評価」の案件にするべきなのか、その議論を整理するというのが1つあるかと思います。

ただ1つ、事業者の側面からお話しさせていただきますと、サプリメントと書いてありますけれども、健康食品については、先ほど山本課長のほうから話がありましたように、表示というところとも非常に関係してくると思います。今、特保というのは非常に注目されて、いろいろな商品が出てきておりますけれども、それ以外に新たな食品という表示について見直しもされておまして、その中で、当然、安全管理とリスク管理含めての確認、あるいは要件が出てくると思います。そういったものを踏まえた形で健康食品というのを議論していくという形のほうが、より具体的で効果のある、またリスクコミュニケーションのほうの発信についてもリンクした形になるのではないかと考えております。

もう一つ、ノロウイルスの件ですが、これは私、実はパンを主体とする事業会社に勤めており、ノロウイルスということで、パンが原因なのですか?というようなお問い合わせ等々もたくさんありました。お客様含めて対応も非常に大変な対応をしているのですが、先ほど渡邊先生のお話もありましたように、カンピロバクターも含めてなのですが、予防対策、リスク管理方法がしっかりあれば、事業者もきちっと対応ができます。ただ、ノロウイルスにつきましては、皆様も御承知のとおり、通常の培地の培養ができないとか、事業者が自らの管理も非常にしづらい。なおかつ予防とか啓発等々、いろいろやりますけれども、限られた知見の中で、いかに具体的な有効性のあるものやっていくかというのを、各会社、非常に苦肉の策でいろいろやっています。

そういった中で、今の現状の情報をまとめて発信するリスクコミュニケーションの側面と、この課題にもありますけれども、現在はデータの入手より管理手法を確立するための

基礎データというのが非常に希薄だなというふうに感じますので、その部分については、食品安全委員会のほうでも各官庁へのプッシュでありますとか、食品安全委員会のできる範囲、「自ら評価」のできる範疇のことについては、具体的に進めていくという形で取り上げていただければ、非常にありがたいなと思っています。

○川西座長 ありがとうございます。

それで、4、5、6 に関して、この調査会がどう扱うかですが、皆様のご意見を伺っていると、むしろ消費者庁が関係すると思われる話も出ていますし、リスク管理機関との連携が必要なこともありますから、そこは引き続き、ここの案件として、例えば飽和脂肪酸にしるサプリメントにしる、ここで言う添加物の問題にしる、本調査会の皆様において特に関心が高いのは、今の様子だとサプリメント、健康食品かもしれませんが、このあたりは、今審議している「自ら評価」の対象候補ということではなく、これを今後どう食品安全委員会で扱うかということは引き続き議論しましょうということにさせていただく。シアノトキシンに関しては、特段に取り上げるというご意見は出てはいないけれども、事務局からは、ファクトシートを作成し、どういうリスクがあるかということに関して事実関係をまとめておいたらということの御提案。それは今日の審議結果の一つになり得ます。あとノロウイルスとカンピロバクター、これらのトピックについては、重要性に関しては皆さん一致しているかと思いますが、今の時点が、自ら評価案件として取り上げるタイミングであるのか、これは技術論の問題もありましょうし、ノロウイルスがまさに今猛威を奮っているということは、皆さん御存じだと思いますけれども、リスク評価の対象として挙げて、具体的に今のタイミングでプラスアルファのリスク評価が可能かどうか。可能ならばそれはどういう側面の評価かということで、今回の議論は、このあたりをどうするかということが最終的に残っているポイントと思います。

この点については、今までの渡邊先生などの御意見では、カンピロバクターに関してはもうちょっと後でないと、以前行った評価以上のことはできないという趣旨だったと私は理解していますが。

○渡邊専門委員 今、管理機関が行っている結果に基づいて再評価を行うべきであると思います。また繰り返しますけれども、今、厚労省の食中毒部会または食肉の部会で、先ほど言いました HACCP の強化とか、いろいろなことが実際に行われようとしていますので、その結果、どういうふうになっているかというのを、1 年、2 年後にデータが出てくると思うので、それに基づいてもう一回再評価をすればいいのではないかというのがさっきのコメントです。

○川西座長 先ほど有路先生のほうから、そういうことでも別の視点から評価はあるのではないかという御指摘もありましたが、今、専門家としての渡邊先生のコメントからする

と、これに関しては、今回は「自ら評価」の対象にはしないけれども、まさにそのあたりのデータが出てきた時点で、リスク評価対象にとりあげるといふことではいかがでしょうか。

○石川専門委員 私は、カンピロバクターとノロウイルスを比較しますと、数段、やりにくさが違うのですね。カンピロバクターのほうは、今、渡邊先生がおっしゃったように、生食の乳肉水産食品部会というところで、生食についてのメッセージがそろそろ出てくると思うのです。そのときに、私は、国民へのリスクコミュニケーションも重視しまして、わかりやすい数字といいますか、あるいはAからEぐらいまでの範囲でランク付けをして、重大性ということについてわかりやすく出して、それでリスクコミュニケーションすべきだみたいなことも言っているのですけれども、そうだとすると、カンピロバクター単独ではなくて、ノロウイルスは別個かもしれませんが、いわゆる食中毒ということについて、コンタミなのか、それとも、それをさわって、手で食器を扱ったりするときの感染なのかとか、そういったことも含めて、食中毒全般についてリスクコミュニケーションするのは、僕は大変適当なのではないかと思うのです。

ところが、ノロウイルスは全然違うと思うので、これは私も、先ほど言いましたように、保育所、それから学校のほうでいろいろやりましたけれども、ファクトをまずきっちりと我々が入手しまして、それでアナリシスもきちんとやって、リスクコミュニケーションを国民にしていくという段階を踏まえて、きちんとやるべきだと思います。それによって、保育所の子どもの扱いの仕方もがらっと変わってくるのではないかということも思いますので、そういうことも含めて、やるのだったら、そういう観点からこの2つを考えていけばいいのではないかと思います。

○川西座長 ありがとうございます。どうぞ。

○中本専門委員 いろいろ皆さんの御意見を聞いておまして、一国民の意見として頭の片隅にでも入れていただけるとありがたいのですけれども、手法の件だとか技術的に困難だということはよくわかりました。ただ、ここでお世話になって3年目になりますが、大体の「自ら評価」案件、出てくるものが困難であるということで、毎年なかなか進まないなというふうに見ております。

今回気になったのが対応（案）、「情報収集に努め、必要に応じ、情報提供を行う」。言葉尻を捉えて申しわけないのですけれども、必要がなければ情報提供を行わないというふうにもとられかねない文言だと思うのです。国民としては、全てのものに対して情報はいただきたいと思っておりますし、もう少し対応（案）を積極的なものに変えていただけると、この会の方も皆さん納得できるのではないかと、お話をずっと聞かせていただいていたのですけれども、いかがでしょうか。

○川西座長 何か事務局のほうでございますか。

○山本総務課長 これは、必要性の有無についても判断材料ですので、議論に資するためにこういうふうにかかせていただいておりますが、大変御関心が高いということで、皆様の御意見が出ましたので、これについては情報提供を行っていくということで、もう少し積極的な書き方にしていく方向で検討したいと思っています。

○川西座長 私の理解ですと、配布されているものは「自ら評価」案件の選定のための資料であって、ノロウイルスの問題に対してそれぞれ、例えばリスク管理機関、リスク評価機関、それぞれがそのときできることはすべきだし、まさに今はノロウイルスによる食中毒が頻発しているわけだから、積極的な情報提供を行うということですね。

○山本総務課長 ノロウイルスにつきましても、最近の浜松の事件が出て間もなく、トップページ一番上に情報を掲載しておりますので、私どもとしては、事件が出てくれば、すぐ必要な情報を提供するという姿勢で仕事をさせていただいております。

○川西座長 先ほどの石川先生の御意見、誤解しているかもしれませんが、カンピロバクターに関しては、少なくとも、今、評価の対象ということではなくて、リスクコミュニケーションを含めて、先生がおっしゃっているのは、感染症全体のリスクコミュニケーションに資するような試みをしたほうが良いという御提案というふうに理解したのですが、それは、本日どういうふうにやるかということを決めるということにはならないので、貴重な御提言があったということも含めて、前回から先生、おっしゃっていたから、それはこれから調査会を続けていく上で、1つ新しいやり方というのが、「自ら評価」以外にもとりあげの方法はないかの検討を1つのテーマとさせていただくということにさせていただくということではいかがでしょうか。どうぞ。

○渡邊専門委員 今、石川先生からお話のあった食中毒全般に関しては、今までの微生物専門部会でかなり議論してきております。それに対応する全ての疾患を細菌類、ウイルス類、寄生虫類、全部リストアップして、全部で50幾つ、もっとあったか、100幾つぐらいあったのですか、それについて適時、ファクトシートを出していくということで行ってきております。それらはホームページに出ていますよね。その中に、主なものは、先ほどの資料1-4にありますように、16年度からこれらの形で、主なもの、8つでしたか、かなりまとめたものをリスクアナリシスの手前ぐらいまでの情報を全て出しています。情報を出したから何だと言われるとそれまでなのですけれども、少なくとも情報を出して、現状はこういうことで、こういうところが問題であるというのは、食品安全委員会の専門委

員会としてはやってきております。

それが実際にマネジメントにどういうふうに反映しているのかという話になると、これはなかなか、実際どのぐらい反映されているかということのリスク解析は、十分にやられているかというふうに問われると、余りやられていないかもしれないです。その辺はPDCA サイクルに基づいてちゃんとやっていかなければいけないのではないかと思います。それを食品安全委員会と対応となる厚労省、農水省、その辺の連携でやっていって、それらがどういうふうに反映されているのかというのを評価していかないといけないと思います。

○河野専門委員 今回の「自ら評価」の案件候補の選定ですけれども、今のような議論を続けていても、恐らく最終的になかなか合意に至らないのかなと思っていて、私が思うのは、ハザードの評価とマネジメントの手法、つまりレギュラトリーサイエンスが見えてこないというか、リスクがどういうふうに軽減していくのかがこの場で見えてくると、私たちも安心していただけるのですけれども、この場はあくまでもハザードを評価する、そこが食品安全委員会の役割なので、それだけを考えれば、きょうのここに書かれている対応（案）というのは、そういうことなのだろうなど、渡邊先生のお話を伺っていても私は理解できるのです。

ただ、国民とすると、ではどうしてくれるのと、私たちの不安にどう応えてくれるのところが、ここでは議論する場では実はなくて、それは行政手法の、ちょっと残念なところなのです。そこまで見えて話ができると、ものすごく私たちが納得感があって、ノロウイルスはこうだよというふうな合意がとれるという感覚がしています。

今の状況ですと、食品安全委員会はハザードの評価機関なので、先ほどの川西座長の御判断を仰いで、この後、リスクコミュニケーションのやり方、つまりそのあたりでもう少し工夫をしていくというか、国民に対して正しい情報を出していく、評価機関として胸を張って、信用してくださいねというふうな形でやっていくところに、このあたりのものも案件として入れていくというふうな方法論が一番いいのではないかと私自身は思いました。

○川西座長 ありがとうございます。

私は2回目の新参者ですので、全体のことをきちっと把握しているわけではありませんけれども、「自ら評価」の選定候補にはいろいろな要素が関わるテーマが上げられています。今おっしゃったような、今までこの調査会が対象としてきた問題以外の、もうちょっと全般的なところで、食品安全委員会が対応すべき問題についての議論の材料があるのではないかという気がしています。とはいえ、河野委員がおっしゃったようなところは、私は、リスク評価に加わる人間として、リスク評価の実行可能性ということを見ると候補は絞られると思います。

カンピロバクターに関しては、渡邊先生がおっしゃったように、もうちょっと待つて評

価対象にとり上げれば、もう1段ステップアップした評価ができる。ノロウイルスの場合はどうかというのは、私、専門ではないのでわからないのですが、実際にやっておられる側からすると、今、これに関してリスク評価を課題にしても、今まで食品安全委員会で出しているような、例えば食品健康影響評価のためのリスクプロファイル及び今後の課題と言われている文書がありますが、これにプラスアルファするような評価が望めないのではないかという意見があります。一方では、こういうやり方をすれば、もうちょっとプラスアルファの評価ができるのではないかというご意見もありますが、そのあたりはどうですか。

○渡邊専門委員 ノロウイルスに関しては、先ほどから話が出ていますように、サイエンティフィックな意味でのリスクアナリシスをするという点では、データ的にはまだ足りないところがあると思います。ただ、皆さんからの意見が出ていますように、そういう問題ではなくて、今起こっている事象に対してどういうふうに国が対応するのかを広報しないと、何もしていないではないかというふうにとられる可能性があると思います。食品安全委員会も国の一部だから、ちゃんと情報を出すべきだというのが恐らく皆さんの意見だと思うのです。

それは、例えば感染研の我々も情報を出していますし、厚労省も農水省も全部情報を出しているのですが、食品安全委員会として適切な情報を、出していることは出しているのです。ただ余り表に見えないから、皆さんがこういうふうにおっしゃるのかなと思うので、もう一回整理し直して、今起こっている事象に対してどういうことが問題なのか、そしてそれに対する対応として現在できることはどういうことなのか、その辺をわかりやすく出していただくのが、例えば簡単に図表を入れて出していただくと、国民の方々にとって非常にメリットになるのではないかと思います。

ですので、そこの対応のところに「情報収集に努め、情報提供を行う」ということを強調すべきだと思います。「必要に応じ」というのは省いて、迅速に行うとかというふうにしていただくといいのではないかと思います。

○山本評価第二課長 今の御指摘の補足で、リスクプロファイルを、ノロウイルスについては既に食品安全委員会で取りまとめて出しております。さらに、今回の食中毒のときにはトップページに関連情報も上げているわけですが、リスクプロファイルを随時リバイスしていくと、最新の情報を盛り込んでいくと、そういうことは可能なので、ぜひやっていくことを考えたいと思います。

一方で、食品健康影響評価という評価を行うというところには、データギャップとか、どうしても評価に至らない技術的困難性があると。もう一つ、政府全体で考えていくべき、今、ヒトからヒトへの感染のほうが実際の件数が多くなっているという部分で、対策はしっかりと衛生対策を打つということに尽きるわけですが、感染症対策の部分と食品

健康影響評価という兼ね合いもありますので、まずはしっかり新しい情報を取りまとめて提供していくということを考えていきたい。それが今、一番効果的にできることかなと考えています。

○川西座長 では、ノロウイルスについては、自ら評価課題としてとりあげるには、実際に評価作業をされる側がタイミング的に疑問を持っているということもあるようですので、きょうのところは、次回までに国全体でどういうことの対応をとっているかということをもう一回、食品安全委員会だけのことではなくて、関係者で資料をつくって議論を継続するということではどうでしょうか。これはきょう結論を出さないとまずいのですか。

○山本総務課長 まず、評価案件にするかどうかという大きな方針については、きょう一定のものをいただいて、その結果は 2 月に開催される委員会に報告して、当座、25 年度中に、委員会が「自ら評価」の案件候補についてどう考えるかという最終判断を年度末までにするという段取りになっていますので、一定の御判断はいただきたいと思います。

ただ、継続案件になっているようなものがございまして、当面、ノロウイルスにつきましては、事務局のほうからお答えしましたように、今の段階で、現在つくっておりますリスクプロファイルについて更新できるところはするということ。あと、情報提供については積極的にやっていくと、そういう方向で進めながら、今、座長のほうから宿題をいただきました国全体でどういう対策を講じることになっているのかと、これは次回、次回というのは新しい年度でございませけれども、そこでお出しいたしますので、引き続き、ノロウイルスを中心とする食中毒につきまして御議論いただければと思っています。

○植木情報・勧告広報課長 きょうの資料の中にも御参考となるものがありますので、そこを御紹介したいと思います。

戻りますけれども、資料 1-4 これまでに選定された「自ら評価」の状況でございます。ノロウイルスはプロファイルを作成してございますので、5 ページのところではノロウイルスとございまして、右の欄に、厚生労働省で、古いのですけれども、平成 19 年に提言を取りまとめているとか、Q&A を作成しているとかございますし、次のページへまいりまして、6 ページで農林水産省は、マガキの生産段階におけるノロウイルスのリスク低減に関する研究をやっているとか、こういう形で資料に多少記載はございます。

ただ、今、皆様方の御指摘もございまして、これをもう少しわかりやすくということであれば、そこはまた作業をしてみたいと思っております。

○川西座長 普通の方は、最近浜松で起こった食中毒事例など考えて、とられている対策が有効かどうか、足りない部分があるのではというようなことを考えられると思いますので、そういう視点から、とられている対策をまとめた資料があると、これをこういう角度

で国民としては国にやって欲しいというような議論ができます。食品安全委員会の立場で何ができるかということに関して、皆さんの御意見を伺えば次の段階に進めるかと思いませんので、そこはよろしくをお願いします。

ということで、座長の不手際で議論が大変長くなって申しわけないのですが、ノロウイルスに関してはただ今まとめたような結論。カンピロバクターに関しては、前回の評価後にとられている対策の効果に関するデータが得られた時点で、評価対象にするか再検討するというので、引き続き注視していくという結論。

次にシアノトキシンについてはファクトシートを作成して、情報提供することは有用ということが結論。今、シアノトキシンで大きな事件が起きているということではないようですが、これはきょうの結論としては、ファクトシート作成候補ということにさせていただきます。

飽和脂肪酸は栄養問題でもあるので、評価対象とするには整理が必要だということかと思えます。

サプリメントに関しては、皆さんの関心が非常に高いということがあるので、「自ら評価」の案件ということではなく、食品安全委員会としてどのように対応してゆけるのか、引き続きの議論の機会を待って検討するということ。

添加物に関しては、総合評価ということだと、リスク評価の対象とはなりにくい。したがってもうちょっとテーマを絞り込まないと議論の対象にはなりにくい。また複合作用に関する情報は専門家が注視していると思われまじし、情報が今少しまとまった時点で再度考えるということ、そんな扱いかと思えます。

以上、かなり乱暴にまとめましたが、本日の「自ら評価」の案件の選定については、以上のような結論としたいと考えます。大きな宿題としてはノロウイルス感染症、あとサプリメントの議論の方法について残っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上の結論に関しては、食品安全委員会に報告することとしたいと思えます。今の結論、幾つかいろいろな条件がついていますけれども、「自ら評価」案件としては、今の時点では、シアノトキシンをファクトシートの作成候補にする。あと、特に感染症のノロウイルスを中心とした話、それからサプリメント、これに関しては引き続き注視するということ、それを中心とした報告をさせていただくということにさせていただければと思えます。

食品安全委員会への報告は今申し上げた内容で作成しますが、体裁等については座長である私に御一任いただくということ。ノロウイルスに関することは次回の調査会で引き続き扱いますし、サプリメントに関しての議論は引き続き機会をみて取り上げるということ。それはそれとして、親委員会への報告に関しては、体裁等は私のほうに御一任いただくということで、よろしいでしょうか。

では、そのような形で進めさせていただければと思えます。

それでは次に、議事(2)のリスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会の設置

についてです。

これについても報告事項でもございますから、まず事務局からの説明をお願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○野口リスクコミュニケーション官 リスクコミュニケーション官の野口でございます。私のほうから説明させていただきます。

資料2をごらんください。

リスクコミュニケーションは、リスクアナリシスを構成する重要な一つの要素であるということで、今まで我々、いろいろなことに取り組んでまいりました。さはさりながら、先回の委員会のこの場でもいろいろ御意見をいただいたとおり、リスクコミュニケーションの目的ですとか、そのためにどうやったらいいのかといった手法論、こちらについては必ずも確立されていないのかなというような思いがしております。そして、我々、ちょうど10周年を迎えまして、これからの10年を見据えたときに、ここで1回基本に立ち返って、リスクコミュニケーションのあり方というものをしっかりと議論しておく必要があるのではないかという趣旨のもとで、食品安全委員会の下にダイレクトにリスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会というものを設置してみたいと思っております。

そして、何を議論するのかということでございますが、リスクコミュニケーションの意義ですとか目的というものにさかのぼって、まずその基本をしっかりと押さえつつ、リスク評価機関ということの我々の立場上のリスクコミュニケーションの意義ですとか目的ですとか、そしてそれを達成するための手法、どうやったらいいのかというようなこと、そして最後には、では今やっているリスクコミュニケーションがどういう点が足りないのかとか、そういったような改善の方向性について議論していけたらなと思っております。

そして最後、参集者というところでございますが、こちらは非常に漠と書いておりますけれども、リスクコミュニケーションの意義ですとか目的、そういった基本のところから話もしたいと思えますので、そういったことを専門に研究していらっしゃる方ですとか、実際に現場でリスクコミュニケーションに取り組んでおられる方ですとか、そういった方を念頭に、協力いただける方をお願いしていきたいと思っております。

非常に簡単ではございますが、以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは資料2に関して、御質問、御意見等がございましたら。

○堀口専門委員 リスクコミュニケーションは、もちろん手法とか大事だと思っておりますし、目的とか意義をみんなで確認することもとても重要なことなので、この勉強会を設置することに大変意味があると思っております。

一方、リスクコミュニケーションは戦略を立てなければいけない。手法は大事けれども、戦略がなければ、どんな手法を使うとか、全体としてのところがこれまで欠けていた部分ではないかなと思っています。なので、(4)が具体的な改善の方向性と書いてあるのですけれども、方向性ではなく、食品安全委員会としてリスクコミュニケーションの戦略をどう立てるのかというところを議論して、それが5年をめどにするのか、10年をめどにするのか、3年をめどにするのかわかりませんが、戦略にのっかってやっていく必要があるので、そこまで議論した方がより効果が今後得られるのではないかというふうに思います。

○川西座長 ありがとうございます。では小出先生から。

○小出専門委員 リスコミに関しては、過去二、三年、随分いろいろな議論をして、本当に消費者、前はマスコミという話も随分出ましたけれども、そこにちゃんと伝わらないなということが言われたのですが、そこで今回の食品安全委員会がやるリスコミというのは、例えば(1)の目的、これを実際に消費者もよく理解をして、リスクについても理解をし、ベネフィットについても理解して、全体に非常に調和のとれた社会をつくるというところまで目的にするのか、あるいは、少なくともリスクマネジメントをやっている人たちであったり、それから我々企業の間も、何かあれば必ずリスクマネジメントをやらなければならないわけですけれども、その人たちに使える、本筋を外さない、サイエンティフィックな正しいもの、これを提供するのか。つまり、食品安全委員会のリスクコミュニケーションのオーディエンスというのを社会全体まで考えるのか考えないのかというのは、はっきりさせておいたほうがいいと思うのです。

私は、基本的にリスクマネジメントの人たちだけに使いやすいものだけつくってもしようがないと思います。ただ、いろいろな形でリスクマネジメントをやった経験からすると、最近のセシウムの問題であったり、いろいろなものについて、食品安全委員会がつくった評価書というのは非常に役には立ちます。ですから我々には役に立つ。これをもっともっと役に立つものにするというのはありますけれども、そこから先、社会にうまく伝わるか、消費者に伝わるかという点では、もう1段階、戦略といいますか、もう1段階の対策がないといけないと思っています。

ですから、その辺のところは、きょうの議題、ずっと、この委員会は何をやるところなのかということが語られていますけれども、そこも含めて、両方にオーディエンスするというのが私は一番いいのではないかと思いますけれども、その辺の議論までしていただきたい。なぜそういうことを申し上げるかという、(2)で新たに「リスク評価者としての」という文字が入っていますので、そこだけにこだわると、我々のようなマネジメントをやる人間には役に立つけれども、消費者までは伝わらないということになるのではないかと思います。

○川西座長 ありがとうございます。では大西委員。

○大西専門委員 堀口委員と小出委員の意見に同意するのですけれども、前回もリスクコミュニケーションについては発言させていただきました。というのも、一事業者として、一消費者として、プラス、農水のほうでもリスクコミュニケーション等々実施されておりますけれども、そちらにも参加させていただきまして、非常に感じますが、先ほどもお話がありましたように、一般の方に伝わり切らないと。事業者に関してももっと広がらないといけないというような話があるくらいでして、伝わっていないなというふうに、それは非常に課題だなというふうに思いまして、前回もお話しさせていただいています。

実際に、先ほど堀口専門委員からもありましたけれども、リスクコミュニケーションは非常に大切だということで、いろいろな議論、いろいろな手法でいろいろされているのですけれども、私も戦略というか、方法論も含めて、迷走とまでは語弊があるのですが、なかなか成功に至っていないのではないかと、手探りでずっとやっているのではないかとこの感じが拭えない状況でございます。

食品安全委員会で、「リスク評価者として」、私もここは非常に引っかかるというか、注目してしまったのですけれども、実際に一般の国民の方プラス事業者の方も含めて、レベルを違う形でのアウトプットもありだと思っておりますが、方向性だけでなく具体性のあるものに、ゴールイメージといいますか、そういったことも含めて、この勉強会でぜひ検討していただきまして、より見える形で、先ほども「自ら評価」のところで、食品安全委員会のほうでホームページにアップされたり、いろいろされていると思うのですけれども、ではどこまで伝わっているかといいますと、その部分も疑問かなとも思いますので、実際に使える形になるように、リスクコミュニケーションの勉強会の設置、ゴールイメージも含めた形で検討いただければなというふうに思っています。

○川西座長 ありがとうございます。では有路委員。

○有路専門委員 恐らく、前回、戦略的な展開といいますか、戦略的なリスクコミュニケーションという話の中で、勉強会を設置しましょうという流れになって、これが出てきたというので、前回、意見をさせていただいた人間としては非常にありがたい話で、素晴らしいことだと思うのですが、先ほど堀口委員が言ったことにも関連しますけれども、目的や意義というところに戦略という言葉がもともとまじっているのです、ただ文言の話だけなのかなとは思いますが、なかなか行政として入りにくい部分もあると思いますが、どこまでやるのかというゴールの設定ですね、これは議論の対象にしたほうが良いという気がします。それに基づいて戦略が決まって、戦略に基づいて手法が決まると思いますので、そこは具体的に絞ったらいと思います。

というのは、前回のときに私が発言させていただいた内容は、要するに誤った情報を流している人間の情報源を特定して、それをとめるというところまでできないかという話をしたわけですし、要は正しい情報が伝わらないのは、正しい情報の質と量を改善すればいいという単純なものではなくて、誤った情報を流しているところの発生源をとめないだめだというのは、情報学の基本ですので、そういう視点からいくと、それを検討すべきだなという気がするのです。どこまでできるかという、要は誤った情報が巷にあふれて、それに惑わされて、ひどい場合には、誤った情報の認知のほうが一般消費者のうちの7割を占めるなんていうことはあり得るわけですから、そういう状況を改善しようと思うのだったら、その発生源を特定し、その情報の流れを解明してとめるというところまでではできないかというふうに思うので、そういうのができるかできないかも含めて検討する会になればいいなと思います。

○川西座長 ありがとうございます。では民野委員。

○民野専門委員 恐らくはということですが、最も健康被害を受ける人々ってどういう人たちなのでしょう。それは食品安全委員会のホームページをわざわざ見に行かない人たちなのではないかと思うのです。ですので、そういった人たちに周知徹底させるには、どういう方法が必要なのかというようなことを明確に打ち出していくことが必要なのではないかと思います。それが1つです。

もう一つは、これは質問なのですが、この文章を拝見していると、いつ、どのように、どこでという具体像、勉強会の具体像というのが見えてこないのです。もしその辺のところがお決まりでしたらお示しいただきたいと思います。

○川西座長 今の最後のポイント、事務局のほうから。

○姫田事務局長 全体をお話ししますと、まずリスクコミュニケーションについて皆さん方の理解が十分ではないのではないかと思います。リスクコミュニケーションというのは、リスクアナリシスをしていく上で、全てのステークホルダーがお互いにコミュニケーションをとって、最終的にどういうリスクマネジメントをしていくかということを決定するので、国が一方的にこういうことをやるということではなくて、リスクマネジメントを行う中でも、ステークホルダーの意見を入れていくというのが基本でございます。

そうすると、なぜ「リスク評価者としてのリスクコミュニケーションの意義、目的」ということを書いたかということ、リスクマネジャーとしては当然、新たな施策をリスクマネジメントするとき、生産者であり、食品産業であったり、あるいは消費者であったり、学者であったりの意見を聞いて、場合によってはサイエンティフィックなことでも、一般の意見を入れてマネジメントを変えていくということがあり得るわけです。そういう

ことも含めてやっていくのがリスクコミュニケーションです。

一方で、では食品安全委員会、リスクアセッサーとしては何をやればいいのかという、サイエンティフィックにやったアセスメントを、一般の意見を聞いて、いろいろなステークホルダーの意見を聞いて、変えるということはできません。ですから、アセッサーとしてのリスクコミュニケーションというのは何であるかというような話が、食品安全委員会としては課せられております。これは実は、同じようなリスクアセスメントの機関であるEFSAに聞いたら、やはりそれはきちっとしたアセスメントの内容を国民に知らせることだろうというようなことを言うておりましたので、そういうことも含めて再度確認しないといけないだろうと思っております。

それで、そういうことも含めてもう一度、リスクコミュニケーションをどうするかということ、そして、リスクコミュニケーションというのは、いわゆる劇場型のシンポジウムのようなものを想像されることが多いのではないかと思っておりますけれども、そうではなくて、あらゆるステークホルダーがどうお互いに、我々も含めてどうコミュニケーションをとっていくか、どう食品安全についての出口を見出していくかというのがリスクコミュニケーションなので、あえてどちらかという戦略というのは、我々がどうやっていくかということではなくて、それは当然、有路先生がおっしゃったようにあるのですけれども、ここはむしろ、我々が戦略をもっていくのではなくて、みんなで話し、ステークホルダーそれぞれが話し合っ出口を探していくのだろうと思っております、あえて書かなかったところがございます。

具体的にどういうことをやっていくかということについては、これもEFSAに何かあるのかと言ったら、彼らもいろいろ考えているんだというようなことを言っていたので、まだまだ海外でも、どうやっていくかというのは検討していることだろうと思っておりますので、基本に立ち返っての話をしていきたいなと思っております。

コーデックスには、リスクコミュニケーションといったら、リスクアナリシスの一つの要素で、リスクマネジメントとリスクアセスメントのうちの一つとしか書いてなくて、それ以上のことは何も書いてくれていないので、私もどう考えていいのかなかなか難しいところがございますけれども、ぜひそういうことの基本に立ち返って御意見をいただければと思っております。

ではどうするかというのは、これから新しい年度に入って、まず委員の先生方、有識者をどういう方々を選ぶかということも含めて、どういうクライテリアから選ばせていただくかということも、事務局の中で議論させていただいて、次回でも提示できるようなことにしたいと思っております。場合によっては、国内だけではなく海外からも人を呼んで議論に加わっていただく、あるいは問題提起をしていただくということも含めて考えております。

○川西座長 具体的なメンバーとか日程とか、そのあたりはこれからということですか。

○姫田事務局長 ノーアイデアです。

○川西座長 どうぞ。

○河野専門委員 食品安全委員会ができて10年たって、食品安全基本法ができて10年たって、私たちの日常の中にはリスクコミュニケーションという言葉は確かにおりてきているのですけれども、実際、それがどういうふうに機能しているのかというのは、なかなか見えにくいところがあります。ぜひ10年間のこれまでの取り組みをしっかりと総括して評価して、今後に向けて不安に思っていることを、どれだけみんなで共通の土台で正しい理解につなげていくかということで、ぜひ知恵を出し合っただけであればというふうに思っています。

消費者教育、先ほどの議題にもありましたけれども、そもそもリスクコミュニケーションというふうにわざわざ特定しないで、消費者教育という中に広く、食品の安全とはというところで学ぶような体系を構築するというのが1つだと思います。私たちの食べるものはどういうふうに評価され、管理され、届いているのかというふうなところは、教育の中で1つは担うべきだというふうに思っているのと、この間の、いわゆる健康被害が出たかもしれない冷凍食品の農薬混入の問題では、メディアから再三、当然のことながら事業者から出た情報も大きく誤っていましたが、メディアの方も大分数値を誤った形で、何度も何度も繰り返し使っていらっしやった。それは緩いほうの数値ももちろんでしたけれども、厳しいほうの数値も何度も出されていて、そのあたりに、あのとき食品安全委員会の皆さんは非常に力を尽くして、事業者側の真夜中の記者会見につなげたというふうに思っているのですけれども、もう少し何か力をあの場面で発揮していただけなかったかなというのは、いまだに思っているところです。

今、姫田事務局長のお話を伺うと、なかなか難しいことかもしれませんが、間違っているということに対して、正しいことはこれなのだということを広く国民に示す立場に、ぜひ国のリスクコミュニケーションを担う食品安全委員会はほしいというのが一つの願いです。

○川西座長 ありがとうございます。どうぞ。

○大瀧専門委員 一般の方に情報を提供して感じますのは、食品安全委員会の専門の先生方がたくさんのお苦勞をされて出してくださった情報を、いかに国民に届けるかということが大切だということです。それができることで食品安全委員会が更に大きな意味を持つだろうと思います。消費者は、前の委員長先生もおっしゃっていたのですけれども、インフォームドチョイスできることがとても大事だということなのですが、そのためには

正しい情報を正しく理解できるように提供し続けることが必要ですし、簡単なことではないこともわかります。持っている知識とか置かれた環境の違いで、理解の仕方も違いますし、どう行動するかも違ってくるでしょう。

関心はある方であり知識がないというような方に、どの程度まで詳しく情報を提供したら、正しい方向に理解し、行動していただけるのかということ具体的に考えていく必要があると思っています。有意義な会にさせていただけたらと思います。

○川西座長 では事務局のほうから。

○植木情報・勧告広報課長 私も事務局として参加すると思いますので、今、皆様方から伺ったことは十分に参考にしたいと思いますが、私個人的に考えていますのは、リスクコミュニケーションのコミュニケーションは双方向ですので、双方向ということ、私どもは情報の出し手ではございますけれども、コミュニケーションなので、どうやったらコミュニケーションができるのか、どういうのがコミュニケーションなのか、その辺を意識して、考えてみたいと思っております。

○川西座長 では最後のコメントとさせていただきます。

○堀口専門委員 私も事務局と同じような考え方でして、確かに消費者に正しく理解をしてもらおうというのは大命題だとは思いますが、リスクコミュニケーションは教育ではないので、消費者教育は消費者庁が担っているものだと私は理解しています。なので、消費者だけではなく、事業者を含め、先ほど言われたステークホルダーが集まって議論していくというものを、食品安全委員会としてどのように進めていくのか、どのような手法をやっていくのかということの整理をこの勉強会のところでできたらいいのではないかと。消費者教育についての話はまた少し別で考えていくところではないかなと。結果としてそれが消費者に教育するような状況になることはあり得るとは思いますけれども、リスクコミュニケーションは消費者教育とは別、完全なる別ではありませんが、イコールではないので、そこは誤解をしないようにしていただければと思います。

○川西座長 この議論をずっと続けていると、リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会で行うべき議論になっているように私は感じています。この勉強会に関しては、この調査会メンバーで勉強会に参加される方は発言の機会をもてるので、それはそれでいいだろうけれども、勉強会の進捗に応じて、今発言されているようなことを申し上げる機会は、こちらの調査会メンバーの方たちにもいただけるのですか。そういう運営の仕方をするのか、あるいは、勉強会は始めたら最後、報告までそちらが独立してやっていくのか、その辺のイメージはどうなのでしょう。

○野口リスクコミュニケーション官 議題が先に飛ぶのですけれども、資料3の後ろから3枚目の別紙1をご覧ください。こちらに今後のスケジュール等がありますが、議題としてリスクコミュニケーションについてというのを、1回、7月ごろをめぐりに設けようとスケジュールが組まれております。こういうところを利用して、双方向での議論というのでしょうか、そういうことによってさらに議論が深まると思いますので、そういったことを考えております。

○川西座長 ということで、これは今、こうすべきだ、ああすべきだという議論が始まると、いやそうではないということがずっとあって、そのような議論は勉強会そのものすべき内容のように思います。皆様のご発言からも、勉強会に対する期待が高いということはおくわかるので、勉強会での議論の内容がわかるよう、また勉強会に参加していない方が意見を伝えることができるような機会を設けていただくということをお願いしておくことにしたいと思っております。それでも今一言発言しておきたいということがあれば、2つ3つはいいと思うのですが、どうですか。

○小出専門委員 では1行だけ。ぜひその勉強会の中に、リスクマネジメントを実際に担っていて苦労している人間を入れてください。

○川西座長 ほかに、どうしてもということがあれば。

○有路専門委員 フードテロとクライシスコミュニケーションは、一緒にこのあり方の中で議論していいのでしょうか。実際、フードテロの範疇に入りそうなものが起きていますので、今後のことを考えると、そのことといわゆる意図的にない発生するリスクに対する対応と違いますし、コミュニケーションの方法も違ってくると思いますので、そこもこの中で議論がもしできたらいいなと思うので。

○姫田事務局長 フードディフェンスまでやると、ちょっと厳しいかなと思っています。クライシスコミュニケーションは、しないと言ってもリスクコミュニケーションの中でせざるを得ないだろうと思っていますから、そこは多分、クライシスコミュニケーションを対象にするということではなくて、当然、リスクコミュニケーションの中で行うのだろうと思っています。

○川西座長 あとどうしてもだったら、1つ。どうぞ。

○大西専門委員 前回はフードテロとか、よりいいという表現ではなくて、ネガティブ情

報は非常に出しにくいというお話があったと思うのですが、個人的な意見もあるのですが、別の組織等々では、全て国の機関が、コミュニケーションも含めて、フードテロも含めて全てというのは、とても無理だと思いますし、当然、食品安全委員会の立ち位置でありますとか役割があると思いますので、そういった形で、ただ派生的にこういった議論があって、検討すべきということであれば、別のくくりの、食品安全委員会からの別組織の形でやってもいいのではないかと。そういった事例もありますので、そういったことも含めて勉強会で検討していただければと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

では、皆様のコメントを伺っていても期待は非常に高いということがわかりますので、事務局のほうは、今の御意見などを参考にしながら勉強会の運営を検討して、こちらの調査会とのコミュニケーションもできる機会をとっていただきながら進めていただければありがたいと思います。

では、次に3番目の議題に移ります。議題(3)は平成26年度食品安全委員会運営計画についてです。

まず事務局から説明をお願いします。

○山本総務課長 それでは、お手元の資料3に基づいて説明いたします。

食品安全委員会運営計画(案)新旧対照表という形で整理をさせていただいております。

左側が本年度、25年度の計画でございますが、右側が新年度の案ということになってございます。全体として、第1の運営の重点事項から、資料の8ページ、9ページに飛びますが、第9の国際協調の推進まで、9本の柱立てというのは変わっておりません。

まず、1ページでございますけれども、運営の重点事項のところに書いてございますように、食安委ができて10年経過しております。10年の歩みにつきましては、本日、お手元に冊子を配っておりますけれども、26年度は、新たな10年に向けて委員会の業務改善を図って進めていくこととしております。重点事項として、評価の着実な実施、リスクコミュニケーションの戦略的な実施、調査・研究事業の重点化、緊急時対応の強化、この4つの柱は変わってございません。

この中で、②のリスクコミュニケーションにつきましては、先ほど御説明申し上げましたように、改めてリスクアナリシスの考え方におけるリスクコミュニケーションのあり方を検討しつつ、科学的な知見の体系的な提供等、以下のリスクコミュニケーションを実施するということを書いてございます。

それから、次のページでございます。2ページから3ページにかけては、食品健康影響評価の実施についての記載をしております。これにつきましては、要請された案件でございますとか、特に企業からの要請に基づく評価案件につきましては、標準処理期間内に結果を通知できるように、計画的に進めていくといったようなことを記載しております。

それから、3 ページの評価ガイドライン等の策定のところが新規でございますが、25 年度が農薬等の急性参照用量設定のための考え方の素案をまとめるということをやってまいりました。26 年度においては、ベンチマーク ドース法の適用方法について検討を行うということでございまして、これは閾値が設定できないようなものについて、数学モデルを設定し、定量的な低濃度の分析が可能になるような方法で、国内外で活用が検討されている手法でございます。これについての検討でございます。

それから、3 の「自ら評価」につきましては、まだ評価が終了していないものについての取り扱いを (2) で記載しておりますが、25 年度に書いておりました食品中のヒ素とオクラトキシン A は、年度内に終了いたしましたので、削除となっております。

それから、4 ページでございます。第 4 で食品健康影響評価に基づく施策の実施状況の監視についてでございます。これは、4 月を目途にリスク管理機関に対し調査を実施いたしまして、その結果を見ながら、施策の実施までに長期間を要している案件につきましては、ヒアリングで、委員会で報告を求めるといったような対応をとることによって、迅速な対応を促していくということを考えております。

それから、第 5、調査・研究事業の推進でございます。これにつきましては、これまでも、平成 22 年でございますけれども、食品安全の確保のための調査・研究の推進の方向性についてということで、おおむね 5 年間に推進することが必要な調査及び研究について、目標達成に向けた方策についてロードマップという形でお示ししておりましたが、この改定を 26 年度早々にやっていきたいと思っております。先ほども議論していただきましたけれども、残された課題について、なるべくこういうところにきちんと盛り込んでいけるように、中身の検討をしていく予定でございます。

また、(5) の関係府省との連携については、文科省が中心となって動かしております競争的資金に関する関係府省連絡担当者会議において意見交換することによって、私どものほうの規程の見直しを適切に行っていきたいと。そのほか、食品安全の研究費を持っている担当省庁の担当者会議というのを密に開くことによって、研究費が有効に活用されるように、また、今、懸案となっている課題についても、私どもの手段だけではなくて、リスク管理機関の研究費を活用できないかということも含めまして、意見交換しながら調整をしていきたいと思っております。

それから、次の 6 ページ、7 ページが、第 6、リスクコミュニケーションの促進でございます。一番冒頭の 1 で、先ほどのリスクコミュニケーションのあり方に関する検討というのを明記しております。以下、大きな柱で、食品の安全性に関する情報の発信、それから 7 ページになりますが、科学的な知識の普及啓発、それから関係機関・団体との連携体制の構築という形でまとめておりますが、新しい要素としては、6 ページの (4) です。ここで、より利便性の高いホームページの実現に向けて検討を進めるということと、委員会の活動状況について、Facebook を活用した機動的な情報の配信を行うというのを追加しております。

また、科学的な知識の普及啓発のところでは、25 年度もやりましたけれども、連続講座というのを明確に計画上位置づけるということと、この連続講座の内容について、インターネットでの配信、DVD での配信等、多くの消費者が活用可能な形で提供するというのを追加しております。

それから、関係団体との連携という意味では、8 ページの一番上になりますが、学術団体との連携ということで、関係する学会におけるブース展示やワークショップの開催等を通じて、リスクアナリシスの考え方の普及を図るとしてしております。

続いて、第 7 の緊急の事態への対処でございますが、3 の緊急時対応訓練、後ほど 4 つ目の議題で報告させていただきますが、これについては、緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を行うということを記載しております。

最後に、第 9 の国際協調の推進でございます。(3)、9 ページの下のほうでございますけれども、海外の食品安全評価機関、EFSA とか FSANZ といったようなところと定期会合を開催することに加えまして、私どもの職員を海外のこうした機関に派遣をできないか今模索中でございますので、職員の派遣等の人材交流というのを明記しております。また、農薬の国際共同評価の準備を進めるとしてございました国際共同評価につきましては、こうした形で計画に盛り込んでおります。

最後に、海外への情報発信としては、英文ジャーナルを年末に発行いたしまして、これは電子ジャーナルですけれども、創刊号については、今お手元にあるような「Food Safety」というものを紙媒体でもお配りさせていただいているところでございます。これにつきましては年 4 回程度発行し、国内外に情報発信をしていくということにしております。

それから、1 つくっていただいて別紙 1 でございます。今後の企画等専門調査会のスケジュールでございます。年 4 回を予定しております。今年 6 月頃、前年度の 1 年間のフォローアップについて御意見をいただきたい。それから、また新たに「自ら評価」案件選定が始まるわけですけれども、この進め方について御議論いただくとともに、本日宿題になりましたノロウイルスを初めとする食中毒につきまして、資料をお出しして議論をさせていただこうと考えております。

それから、7 月に入りまして、リスクコミュニケーションについて 1 回分、しっかり時間をとって、先に御説明した勉強会の動向なども御報告しながら、御議論いただきたいと思っております。

あとは、11 月頃「自ら評価」案件の絞り込みや中間報告についての議論をお願いし、翌年 2 月頃、新年度の運営計画等について御議論いただくということを考えております。

以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは資料の記載事項について、御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞお願いします。

○山根専門委員 4 ページの第 4 の 1、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視のところですが、御説明を聞き漏らしたかもしれないですが、25 年度は 4 月と 10 月をめぐりに調査を実施し、必要があれば勧告、意見の申し出を行うというのが、26 年度は 4 月をめぐりに調査ということに、年 1 回というふうに見えるわけですが、その理由があれば教えていただきたいと思います。リスク管理機関と評価のところは、日ごろ連携していろいろ進めていくのがとても重要なわけですが、私どもとすれば、頻繁にやりとりを行って、こういった調査結果等についても、あと、それに基づく状況についても確認し合う作業等々が必要だと思いますけれども、教えていただければと思います。

○植木情報・勧告広報課長 施策の実施状況でございますけれども、これは今までは年 2 回やっておりましたけれども、これは実際、個々の評価案件につきましてペーパーワークが非常に膨大でございます、恐らく、食品安全委員会が設置されたころは、管理機関との連携がまだ軌道に乗っていなかったもので、年 2 回やれということだったろうと思いますけれども、現在では日ごろから管理機関とは緊密に連絡をとってございますし、ペーパーワークを減らしまして、さはさりながら、ここに書いてございますように、「必要に応じ」がございますので、必要があれば、いろいろな連絡がとれますので、ペーパーワークは管理機関の負担も結構多うございますので、そういう負担を少し減らしましてほかのことに力を注ぎたいと、そういうことでございます。決してこれをおろそかにするという意味ではございません。

○川西座長 よろしいでしょうか。ほかに何か。

特にないようでしたら、この案につきましては、専門調査会としては事務局案どおりでよいということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、これはよろしいということで、本件につきましても、食品安全委員会に対する報告の体裁等については私のほうに御一任いただくということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の議題で具体的に上がっている 4 番目、平成 25 年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成 26 年度緊急時対応訓練計画についてです。

まず事務局から御説明をお願いします。

○山本総務課長 資料 4-1 と資料 4-2 に基づきまして説明申し上げます。

まず、資料4-1は、平成25年度に行いました食品安全委員会の緊急時対応訓練の実績報告でございます。

まず1ページ目でございますけれども、食品安全委員会では食中毒等による緊急事態への対応手順をあらかじめ定めておまして、平時においては、訓練をして実践力をつけるということをやっております。具体的には、あらかじめ定めております緊急時対応手順書に係る実務研修をやり、その後、技能や知識が身についているかどうかを確認するための確認訓練を実施しました。また、25年度からは、関係府省間の連携強化を図るという観点から、食品関係省庁が合同で訓練をする上で消費者庁が初めて司令塔として取りまとめとなって訓練が実施されました。

そこで、2ページをお開きいただければと思います。

まず実務研修につきましては、25年4月から11月にかけて、食品安全委員会の中で段階的に手順を踏みまして実施してきております。4月の職員の異動にあわせ、4月の早い時期に手順書の内容についての研修を行う。それから、夜間・休日でも緊急事態が生じたときにホームページに情報を掲載しなければいけないので、その手順の研修を何回かに分けてやっております。

また、メディア対応研修として、緊急時に、記者会見やプレスリリースといった方法によって、適切に分かりやすく情報が提供できるように、報道関係者の方をお招きしての研修をしております。例えば9月に、共同通信社の論説委員クラスの方に来ていただきまして、記事がどのようにつくられていくとか、情報を提供するときはどういった点に気をつけたらいいかといった点について講義をいただき、その後、電子メールで参加者に課題を配信しまして、実際に各自がプレスリリース案をつくるということをやっております。さらに、11月でございますが、講評ということで、さきのマスコミの方が一人一人のプレスリリース案を見て、どういった点がすぐれていて、どういった点に改善の余地があるというのを講評いただいております。

それから、11月には委員も参加し、仮想のシナリオを2種類ほどつくって、具体的に緊急事態が発生した場合に、国民に対して記者会見をするという場面を想定いたしまして、4人の委員一人一人が説明者となり、また事務局の幹部職員が説明補助者となり、またグループを4つつくってプレスリリース案をつくってもらって、それをもとに委員と説明補助者が記者会見に擬して実践してもらう。また、それをマスコミの方2名に講評いただくといったようなことをやりました。

ここまでの食品安全委員会独自の訓練でございますけれども、ここまでの培った技能・知識が身についたかどうかの確認を他省庁も含めた合同訓練の中で確認をしていこうということで、12月でございますが、消費者庁を中心に食品安全委員会、厚労省、農水省が合同訓練を行いました。

5ページにシナリオ案がありますように、今回の設定としては、外国から輸入された瓶詰グリーンオリーブにボツリヌス菌が混入していたという想定で、厚労省から第一報が流

れてきて、食品安全委員会としては、それを受けて科学的な知見をまとめ、午前中早い段階で第一報のプレスリリースをします。また、今回の合同訓練の目的が、消費者庁が中心となって、関係省庁が連携して行う緊急時対応ができるかどうかであり、統括官制度と言って、各省庁の局長クラスが集まって情報を共有して、場合によっては指示を受けると、そういうことを実際やってみました。12時と書いてあるところがそこでございます。その後、事態の進展を受けまして、食安委、それから消費者庁がそれぞれに模擬記者会見の訓練をやっております。

消費者庁が司令塔になってやる合同訓練は初めてだったのですけれども、多少、省庁間で訓練の取り組みに温度差がございまして、シナリオを全く非提示で参加した省庁と、そうではなかったところがあったかと思えます。食品安全委員会は、できるだけ臨場感を持って取り組んでいけるよう、一部の訓練企画者以外はシナリオを開示しない形でやりましたので、初めて情報を聞いて資料を作り始めるという、かなり緊張感のある訓練ができたと思っております。

それから、6ページ、7ページが訓練結果の検証でございます。実施した訓練ごとにみると、緊急時対応手順研修、ホームページ掲載研修、メディア対応研修は、幾つかの課題はございますけれども、受講者自身の理解度と研修の実施方法の適否を確認しましたところ、内容がおおむね妥当で妥当であったという御意見が多数でございました。

その中で、特にメディア対応研修の中では、プレスリリースを報道関係者に評価してもらえる機会はほとんどないので、有意義だったという声であるとか、前の年にも同じような研修はやっておりますけれども、プレスリリースの内容が昨年と比較してよくなってきており、特に国民がどのように受けとめるかを意識した内容になっているといった声もございました。

一方で、幾つか課題もあったわけですが、例えば、緊急時には短期でプレスリリースを作成することが重要なので、こうしたプレスリリース案というのをテンプレートとして残して保管しておくべきだといったような、これは将来に向けた課題として出てきました。

それから、実際の記者会見はうまくいってはおりますけれども、記者会見前の戦略会議と申しますか、訴求ポイント、特に何を説明していくかということであるとか、委員と事務局の役割分担をどうしていくかということ、もう少し戦略的に決められていたらよかったといったような声もございました。

それから、事務局の情報共有は、メールによる情報共有が多用されましたけれども、件数が積み上がるということと他の情報との区分が難しいということで、非常に不評でございまして、別の方法を考えようということで、委員会内部向けの電子掲示板を設置して、それを活用することによる情報共有をすべきとの意見が出ました。これにつきましては、その後電子掲示板を訓練終了後直ちに設置いたしまして、1月より稼働しております。

また、他省庁との関係でいいますと、総括官会議というのを実際やってみましたけれど

も、この会議をより効率的、効果的に運用していくために、関係省庁で引き続き検討を行っていくことが必要であろうという意見が出ました。

それからまた、今回は府省ごとに参加の度合いに温度差もあったわけですがけれども、今後の訓練としては、多少難しい作業になってくるかと思えますけれども、プレスのすり合わせ等も含めた訓練も実施すべきではないかとか、事案の詳細については当日初めて判明するような訓練設計とすれば、より実践的でよい訓練になったのではないかという御意見もありました。

8 ページになります。手順書につきましては、一部で実際の実践とそぐわない書き方がされている部分がありましたので、今回の訓練を踏まえて、必要な見直しをやっていこうといったような御意見でございます。

重点課題ごとの検証につきましては、今後も研修等の積み重ねによって知識や技能をさらに養う必要があるということが確認されております。また、実務研修と確認訓練の2本立ての訓練体系は、必要な技能を習得し、修得レベルを確認する上で効果的な設計であるので、同様の訓練体系で実施することが望ましいということでした。

最後のまとめでは、2本立ての訓練体系で今後も実施していくということ。それから、手順書の適切な反映とかテンプレート化といったことで、実際の緊急事態に活用できるようにしておく。今後の改善すべき課題としては、政府全体、関係省庁の間での合同での訓練を引き続き行っていくということと、統括官制度のより適切な運用ということについて関係省庁と検討を行う。また、情報共有の手法について見直しを行うということでもございました。

それから、次に資料 4-2 でございます。本年度の訓練結果を受けまして、来年度の訓練計画案をまとめております。

これにつきましては、前年度までの訓練の成果を生かしつつ、26年度も引き続き緊急時対応訓練を実施すると、その実施に当たっては、政府全体としての緊急時対応体制を強化するために、取りまとめの役割を担う消費者庁と密に連携しながら訓練を設計するということを書いてございます。

重点課題の1にありますように、実務研修と確認訓練の2本立てであると。目的は①から③に書いてあるようなこととございます。確認訓練の内容の決定に当たっては、消費者庁が取りまとめとなっていく合同訓練の内容を踏まえるということとございます。また、緊急時対応マニュアルの実効性の向上という点では、訓練の実施状況を確認しつつ、対応指針であるとか手順書の見直しを行うということとございます。スケジュール的には、25年度と大体同様に、4月から10月までは実務研修、それから、11月は確認訓練を実施するというように検討していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは資料に関して、御質問、御意見ございますか。どうぞ。

○中本専門委員 緊急時対応の訓練、26年度ですけれども、26年度に Facebook の活用と
いうのを出されていたかと思うのですけれども、緊急のとき Facebook も利用されるとい
うことですか。

○山本総務課長 これは訓練でございますので、実際、架空の訓練をやるときは、現実世
界とは分けて考えないと大変混乱をいたします。そこで、情報の共有の仕方としては、先
ほど申し上げましたけれども、内部の共有の掲示板というのがあります。これは内部の関
係者だけで見られる掲示板でございますけれども、既に1月に立ち上げておりますので、
これを活用しながら情報を共有していくということを考えております。

○中本専門委員 では、Facebook では、緊急時のプレスリリースとか、そういった情報
というのは出されないということですか。

○植木情報・勧告広報課長 実際に緊急事態が起こった場合には、それは十分検討して活
用していきたいと思っております。ただ訓練では、Facebook を活用しますと皆さん、部
外者の方も拾ってしまいますので、そこは考えてございません。

○川西座長 ほかに何かございますか。どうぞ。

○山本専門委員 5 ページの瓶詰グリーンオリーブは、国民に余り密着した食品とは思わ
れないので、今度するときには、もっと国民に密着したような食品でやってほしいと思
います。感想です。

○川西座長 いかがですか。

○山本総務課長 今回はグリーンオリーブに混入するボツリヌス菌という想定でやりまし
たけれども、毎年テーマを変えております。また、この確認訓練の前で行いました実務研
修のほうで使った2種類の仮想シナリオは、全く別の種類のケースでやっておりますので、
いろいろなケースを組み合わせながらやっていきたいと思っております。そこで、ボツリ
ヌス菌については、比較的科学的知見がはっきりしているということで、訓練の中では割
合、新しい科学的知見を集めるという意味では、それほど手間がかからなかったケースで
ございました。場合によっては原因不明のものもあります。もっと難しいケースもあると
思いますので、そういうものも想定しながら訓練していくことが必要という意見も出まし

た。

○宮野専門委員 12月11日に確認訓練を行ったということですが、その訓練の成果が生かされた事例などあれば、教えてください。

○山本総務課長 12月の訓練後、年末にアクリフーズの冷凍食品への農薬混入事件が起きました。これにつきましては、年末年始の記者発表だったということで、役所としても体制は手薄だったわけなのですけれども、最初、情報を受けた段階で、直ちにその情報を精査していったところ、安全情報をきちんと出す必要があるということで、外国のデータ等も精査し、おおむね半日ぐらいで科学的な情報を整理し、ホームページで提供いたしました。また、厚労省にも安全情報の正しい解釈の仕方についてお伝えをし、厚労省のほうから事業者のほうに適切な指導をしていただいたことから、訓練の成果はいかなく発揮されたと考えております。

○磯部評価第一課長 私、実際に担当した者から、どういう意味があったかということをお答えしたほうが臨場感があるかと思しますので、お答えしようと思うのですけれども、結局、何かあった場合に、私どもが一体何をなすのかということをはっきりさせておかなければいけない。先ほどの事例でもございましたけれども、我々の役割として、マニュアルだと科学的知見をきちっと出すと。つまり、どのくらい定量的な危険性があり得るのか、限られた情報でしかないわけですが、どのくらいのことまで想定をして、どういうメッセージ、どういう科学的知見を消費者に提供するのかということも訓練してきているのです。それは我々の役割が何であって、どのくらいのスピードでやったらいいかということが訓練なのですが、まさしくあのケースについては、アクリフーズが29日の夕方の発表で、マラチオンが1万5000ppm、これは1Kgにしたときに15g入っているわけです。100gで農薬を1.5g食べてしまう量であるにもかかわらず、60個食べても大丈夫という発表を彼らはしたわけです。

それについては、我々は情報がありませんでした。最初、何を一体発表したんだろう、何に基づいてやったのかわかりませんでした。どうもおかしいなということをしていろいろ思いまして、30日の朝、朝刊で出たものですから、それを我々が見てすぐに、どうもこれはおかしい。何か変なことをやっているのではないかということで、厚労省ともお話をし、会社の発表が全く違うメッセージになっているものですから、それにまず午前中注力をして、午後一番で、JMPRという外国の国際機関の情報を厚労省に提供し、厚労省では企業を呼んで、何をやったのかということを確認し、どうもLD50でやったということがわかり、それであればすぐに訂正をさせて、消費者に対して正しいメッセージを出すべきだということにしました。30日の夜中の1時半に、会社にも記者発表させ、厚労省も夜中の1時半にプレスリリースをして、何とかぎりぎり、次の日の朝のNHKニュースですとか、

朝刊も数社間に合ったのです。その結果 31 日の朝に何とか皆さんに情報提供できたということですが。

そういう意味で、何を我々がなすべきで、どういうスピードでやるべきか、何が大事なのかということ、この訓練で何度もやってきましたので、それが、1 日かかりましたけれども、そのような形で達成できたということが、訓練の成果だと思っています。これで、今の宮野委員の御質問にはお答えになっているかなと思っています。

○川西座長 ありがとうございます。

それ以外に何かございますか。

ないようでしたら、とりあえずきょう審議に使いました資料 4-1、4-2 の案というのは、これで特段に今の御質問等々で中身が変わるようなことではなかったかと思しますので、専門調査会としては事務局案どおりで認めたということにしたいと思っております。よろしいでしょうか。

では、食品安全委員会に報告するわけですが、その報告の体裁等につきましては、先ほどまでの資料と同様に、案の体裁等は私のほうに御一任いただければと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

議事のほうは 1、2、3、4 と終わりましたが、5 番目、その他は、何かございますか。

○山本総務課長 ございません。

○川西座長 委員からは、ありますか。

ないようでしたら、幾つか、特に 1 番目の議題で宿題は残っていますけれども、以上により本日の議事は全て終了いたしました。

次回の日程については、どういうふうになっておりますでしょうか。

○山本総務課長 次回の企画等専門調査会ですが、日程は 5 月または 6 月の開催を予定しております。また御都合をお伺いした上で、後日、事務局から御連絡をさせていただきます。

○川西座長 ありがとうございます。

前回同様、私の不手際で時刻どおり終わらなくて大変申しわけありませんでした。

それでは、以上をもちまして第 9 回企画等専門調査会を閉会いたします。ありがとうございました。